

令和 2 年

第 4 回定例輪之内町議会会議録

令和 2 年 12 月 4 日 開会
令和 2 年 12 月 11 日 閉会

輪之内町議会

第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	4
議第58号（提案説明・質疑・討論・採決）	8
議第59号（提案説明・質疑・委員会付託）	9
議第60号（提案説明・質疑・委員会付託）	17
議第61号（提案説明・質疑・委員会付託）	18
議第62号（提案説明・質疑・委員会付託）	19
議第63号（提案説明・質疑・討論・採決）	22
議第64号（提案説明・質疑・討論・採決）	24
議第65号、議第66号及び議第67号（提案説明・質疑・討論・採決）	26
散会	33

12月11日

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
説明のため出席した者	35
職務のため出席した事務局職員	36
開議	37
諸般の報告	37
一般質問	37

3 番 土井田崇夫議員	3 7
2 番 林 日出雄議員	4 1
1 番 大橋慶裕議員	4 6
6 番 上野賢二議員	4 9
5 番 浅野 進議員	5 6
9 番 田中政治議員	5 8
議第59号から議第62号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 2
発議第 2 号（提案説明・質疑・討論・採決）	7 9
閉会	8 1
会議録署名議員	8 2

令和 2 年12月 4 日開会 第 4 回定例輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

令和 2 年12月 4 日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案上程
日程第5 町長提案説明
日程第6 議第58号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第7 議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）
日程第8 議第60号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議第61号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議第62号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第11 議第63号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第12 議第64号 輪之内町法定外公共物の管理条例等の一部を改正する条例について
日程第13 議第65号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について
日程第14 議第66号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について
日程第15 議第67号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第15までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田中久晴
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
産業課長	松井和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第4回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますので、令和2年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定によって議長において、2番 林日出雄君、7番 高橋愛子君を指名します。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月11日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月11日までの8日間と決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって監査委員から令和2年度10月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本日、ここに令和2年第4回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中、御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

早いもので令和2年も師走に入ってまいりました。日ごとに寒さも厳しくなってきましたので、どうか議員の皆様も時節柄御自愛をいただきますようお願いいたします。

さて、今年を振り返ってみますと、コロナ禍に始まり、コロナ禍で終わろうとしております。

本年2月、日本でコロナ感染症が報道され始めました。このとき、現在の状況を誰が予測できたでしょうか。

小・中学校の休業、飲食店の時短営業の要請、イベントの自粛等々、未経験の政策を打ち出さざるを得なくなり、東京オリンピック・パラリンピックすら延期を余儀なくされたことは御案内のとおりです。

そして、今、いわゆる第3波の脅威にさらされ、岐阜県では、昨日、過去最高となる42人という新規感染者が発表されたところであり、近隣自治体でも感染が確認をされる事態となっております。全国的に終息見通しが立たない状況となっているのは御案内のとおりであります。

菅首相は、先月の下旬、この3週間が極めて重要と、危機感を募らせ、東京都や大阪府、札幌市、名古屋市を含め4都道府県で飲食店を対象とした時短・休業要請に踏み切りました。

しかしながら、飲食店業界が廃業や閉店に追い込まれば、その被害というのはその店の家族にとどまるわけではなく、従業員は働く場を失い、取引先や運送業者、さらには生産地も打撃を受けるという連鎖があります。飲食店の経営難は、国内経済の循環を寸断する深刻な事態を招きかねない状況となっております。

政府は、現在、第3次補正予算の編成作業も進めていると聞き及んでおりますが、与党内からは、30兆円を超える大規模補正を求める声も出ております。ただ、緊急時とはいえ、財政余力の乏しい我が国にとって今後の厳しい状況というものが容易に予想されて、追い込まれた中での財政をどうしていくかということについてはかなり慎重に考えていく必要もあるんだろうと、そんなふうに思っております。

重要なことは、その規模よりもその内容、いかにコロナ禍で苦しむ国民を直接救済するか、そんな点に焦点を絞り込むことが必要ではないのかと思われております。

いずれにしろ、コロナ禍対策と経済対策を高次元で両立させなければならず、言わば綱渡りの状況であります。いま一度、輪之内町としても「今、私たちにできること」、それが何かを検証しながら、この窮地からの脱却を目指す必要があると思われま

一方、海外に目を向けますと、アメリカではバイデン次期大統領が当選を確実にした大統領選挙から3週間余りがたち、政権移行の手續が本格的に動き出しております。

バイデン氏が当選したことで、日本はアメリカファーストの一国主義から逃れ、発言権を持つ同盟国としての連携を求められることとなります。

覇権主義で膨張政策をあらわにする中国に対する日米両国の牽制策となる側面もあるものと思われま

一方、米国と中国の貿易戦争においては、アメリカの民主党政権が本来保護貿易主義の伝統を持っていることは御案内のとおりでありますけれども、バイデン氏は、同盟国との協調を重視しつつも、貿易、ハイテク管理、気候変動などの分野では、中国に圧力をかけて改革を促すように同盟国に連携を求めてくるのが容易に想定できます。

こうした中から、日本がいかに米中の中でバランスを保つか、言ってみれば日本外交の自立をいかに確保するかが課題となると思われま

いずれにせよ、政府は、国内はもとより、外交面でも難しいかじ取りを強いられることは間違いがないものと思われま

そして、今年の町政を振り返ってみますと、コロナ禍の影響は多岐に及び、各種行事、イベント等、相次いで中止せざるを得ませんでした。

元来、各種行事やイベントの開催意義というのは、目的を一つにして、人が集い、絆を深めることで地域の活力を育むと、そこにあるんだろうと考えております。私自身、そうした地域活力の醸成の場を失ったことは非常に残念でなりません。

しかし、この何もしない状況が普通の常態となってしまう、各種行事やイベントの目的や開催意義自体が希薄になり、やらなくても生活に影響がないとの考え方に傾斜してしまう、規模縮小、または自然消滅してしまうことを最も恐れるものであります。

いま一度、このコロナ禍をきっかけに「人と人とのつながり」、これをじっくり考えなければならぬ時期だと考えております。

議員各位におかれましても、引き続き現在の状況に対して建設的な御意見、御提案を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件1件、補正予算3件、条例関係3件、その他3件の合計10件でございます。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

まず、人事案件でございます。

議第58号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることに

つきましては、輪之内町固定資産評価審査委員会の委員3名のうち1名が欠員となったことにより、新たな委員の選任につき同意を求めるものであります。

次に、補正予算関係でございます。

まず、議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,616万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,909万5,000円と定めるものでございます。

詳細な内容につきましては、後ほど担当課長より説明をさせます。私からはその主な内容について御説明をさせていただきます。

まず、歳出から御説明させていただきます。

まず、観光推進事業では、「丸毛戦記出陣式～アニメ完成お披露目会～」の関連経費を追加計上したものです。

次に、保健衛生事業では、保健福祉センターについて下水道への接続に要する必要を計上したものであります。

次に、コロナ禍対策費として、県補助金を活用した新たなコロナ対策に要する経費を計上したものです。

そして、これまでにコロナ対策として計上した地方創生臨時交付金を活用する事業の予算を組み替えるものが主なものであります。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。

歳入は、歳出に伴う特定財源として国庫支出金、県支出金をそれぞれ受け入れるもので、障害者自立支援給付費に対して民生費国庫負担金・県負担金を、また障がい者自立支援給付支払等システム改修委託料に対して民生費国庫補助金を、それぞれ受け入れるものであります。

また、コロナ禍対策費として県補助金を活用した新たなコロナ対策に要する経費を計上したところでありますが、それらに対して民生費県補助金と教育費県補助金を受け入れるもの。

また、営農組合が農機具を購入する費用に対して県から4分の1の補助金を受け入れるべく、農林水産業費県補助金として計上しております。

次に、その他特定目的基金繰入金の減額は、財源更正のための減額であります。

これらに代わる財源として地方創生臨時交付金に変更することとして、基金からの繰入れを取りやめるものでございます。

最後に、地方交付税は、歳入予算を調整するための計上でございます。

続いて、議第60号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,909万9,000円と定めるものであります。

その補正の内容は、後期高齢者医療広域連後電算処理システムの改修に伴い、市町村システムの改修も必要となるため、その経費を計上したものでございます。

財源としては、国庫補助金のほか一般会計繰入金で対応することとしております。

続いて、議第61号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,832万1,000円と定めるものであります。

その補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、児童発達支援教室そらにサーモグラフィカメラを導入すべく計上したものでございます。

財源としましては、一般会計繰入金で対応いたします。

次に、条例関連でございます。

議第62号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の一部改正が去る6月12日公布され、来る12月12日から施行されることに伴い、所要の条例を制定しようとするものであります。

内容としては、輪之内町議会議員・輪之内町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとなっております。

続いて、議第63号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、軽減判定基準の見直しを行うもので、具体的には、国民健康保険税の減額対象となる所得の基準について、軽減判定所得における基礎控除額相当分の基準額を引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとなっております。

次に、議第64号 輪之内町法定外公共物の管理条例等の一部を改正する条例については、租税特別措置法第93条第2項に定める延滞金の特例基準割合が改正され、併せて地方税法が改正されたことに伴い、法定外公共物の管理条例、下水道受益者負担に関する条例、下水道条例、後期高齢者医療に関する条例、選奨生奨学金貸与条例に定める延滞金の特例基準割合を適用している条項を改正するものでございます。

次に、その他協議についてでございます。

議第65号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について、議第66号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について、議第67号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、御案内のように、養護老人ホーム西濃西濃清風園が設置以来48年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、施設の維持管理費や運営費において構成市町の負担増が見込まれるところでありました。こうした中、民間事業者による盲養護老人ホームが令和3年4月1日に隣接地に開設され、

同種の社会資源が充足されることとなりました。

当該組合が解散した場合に発生する事務の承継について、新たに規約に追加する必要が生じたため、今後、関係市町が協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、組合の解散の章を追加し、解散した場合の事務承継は垂井町が執務する旨を規定するもの、令和3年3月31日をもって解散するための関係市町協議について議決を求めるもの、そして解散に伴う財産処分について垂井町に帰属させることへの関係市町協議について議決を求めるものとなっております。

提案しました議案の説明につきましては、以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第58号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、お手元の議案書1ページをお願いいたします。

議第58号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員に1名の欠員が生じたため、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので議会の同意を求める。令和2年12月4日提出、輪之内町長でございます。

御案内のとおり、固定資産の課税台帳に登録されました価格に関する不服を審査するために、各市町村に固定資産評価審査委員会を設置することが地方税法で規定されております。

輪之内町の固定資産評価審査委員会の委員さんは3名でございますが、そのうち1名の方が令和2年10月2日にお亡くなりになりましたので、現在、1名の欠員が生じております。そこで、今回、1名を選任すべく議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会の委員となる資格につきましては、輪之内町の住民であるか、輪之内町の町税の納税義務者であるか、また固定資産の評価について学識経験を有している者、それらの方から選任するということになってございます。

そこで、今回選任をしようとする方でございますが、住所においては輪之内町下大樽760番地、氏名が森島誠也氏、生年月日が昭和24年10月22日、任期は令和2年12月4日から令和3年9月30日まででございます。

森島誠也氏は、資格要件にあります輪之内町の住民でもあり、町税の納税義務者でも

あります。また、これまでに町政の各種施策にも携わってこられてきて、その持ち合わせる識見も高いことから、今回の選任に当たり適任者であると判断をしております。

説明は以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第58号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第58号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第7、議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第59号について御説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）。令和2年度輪之内町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,616

万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,909万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年12月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の3ページから5ページまでにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項の区分で今回の補正予算額を集計したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきますが、今回の12月補正予算の主な内容としましては、4点でございます。

1つ目は、令和3年2月21日（日曜日）開催予定の「丸毛戦記出陣式～アニメ完成お披露目会～」の関連経費を追加計上したもの、2つ目は、保健福祉センターについて下水道への接続に要する経費を計上したもの、3つ目は、コロナ対策として県補助金を活用する事業経費を計上したもの、4つ目は、これまでにコロナ対策として計上した地方創生臨時交付金を活用する事業予算を組み替えるものが主なものでございます。

それでは、一般会計補正予算（第5号）の事項別明細書の9ページをお願いします。

款1. 項1. 目1. 議会費の57万2,000円のうち、節10. 需用費の8万1,000円は、議会だよりの印刷代について不足が見込まれますので、不足見込額を計上したものでございます。節17. 備品購入費の49万1,000円につきましては、協議会室でのソーシャルディスタンスを確保するため、机や椅子を購入して分散着席に努めるものでございます。

10ページをお願いいたします。款2. 項1. 目5. 財産管理費は、財源補正でございます。

同じ総務管理費の目6. 諸費の1万4,000円につきましては、歳入のうち県支出金の自衛官募集事務委託金の額が確定いたしましたので、その額に合わせるものでございます。広報わのうちの印刷代の一部となるものでございます。

次に、目11. 企画費の90万円は、三世代同居・近居助成金の不足が見込まれるため、1件30万円の3件分を増額するものでございます。

目12. 電子計算費の120万8,000円につきましては、コロナの蔓延によりまして会議の開催方法がこれまでの集合会議からウェブ会議へとシフトしております。こうした状況を踏まえまして、ウェブ会議で使用するパソコンと、それに接続をして使用するマイク一体型スピーカーを購入するものでございます。

11ページをお願いいたします。款2. 項2. 目1. 税務総務費の18万円につきましては、過年度還付金の不足が見込まれるため、不足見込額を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。款3. 項1. 目2. 障がい者福祉費の385万9,000円のうち、節12. 委託料の55万円につきましては、令和3年度に障がいに関するサービス報酬の改定が予定をされております。それに対応するため、障がい者自立支援給付支払等システムのプログラム改修を行うものでございます。節19. 扶助費の302万2,000円につきまし

ては、障害者自立支援給付費におきまして障がいに関するサービスの支給量の増、併せて利用者の増がありましたので、その不足見込額を増額するものでございます。節22. 償還金、利子及び割引料の28万7,000円は、令和元年度の障害者自立支援給付費県負担金と障害者医療費国庫負担金の精算による返還金として、国へ4万8,000円、県へ23万9,000円を返還するものでございます。

同じ社会福祉費の目5. 国民年金費の5万9,000円は、令和元年度の年金生活者支援給付金事務費交付金の精算による国への返還金でございます。

13ページをお願いします。款3. 項2. 目1. 高齢者福祉総務費の73万6,000円のうち、節17. 備品購入費の65万6,000円は、デイサービスセンターの調理場に設置してある食器洗浄機が故障、具体的には本体から水が漏れますので、これを更新しようとするものでございます。節27. 繰出金の8万円につきましては、後期高齢者医療市町村システムのプログラム改修費の一部を事務費負担金として繰り出し支出するものでございます。

同じ高齢者福祉費の目3. ふれあいセンター管理費の64万4,000円につきましては、コロナ対策としてふれあいセンターにサーモグラフィーカメラを設置しようとするものでございます。

次に、目4. 介護保険費の5万2,000円につきましては、令和元年度の安八郡広域連合負担金のうち、介護予防事業分の精算による追加負担金でございます。

14ページをお願いいたします。款3. 項3. 目1. 児童福祉総務費の296万7,000円のうち、節17. 備品購入費の64万4,000円は、ふれあいセンターと同様、児童センターにもサーモグラフィーカメラを設置しようとするものでございます。節19. 扶助費の120万円につきましては、第三子以後出産祝金の不足が見込まれるため、1件15万円の8件分を増額するものでございます。節22. 償還金、利子及び割引料の47万9,000円は、令和元年度の児童発達支援事業給付費負担金の精算による国への返還金でございます。節27. 繰出金の64万4,000円は、発達支援教室さらにもサーモグラフィーカメラを設置するため、当該費用を特別会計へ繰り出し支出するものでございます。

同じ児童福祉費の目3. 児童手当費の211万3,000円は、児童手当に対する国の交付金と県の負担金の精算による返還金でございます。国には196万7,000円、県には14万6,000円を返還いたします。

次に、目4. 児童福祉施設費の521万9,000円のうち、節10. 需用費の214万7,000円は、こども園におけるコロナ対策として室内の換気に努めるものでございます。定期的な換気のために窓を開ける際、蜂などの虫が進入することがありますので、窓に網戸を設置しようとするものでございます。節17. 備品購入費の193万1,000円につきましては、3こども園にもサーモグラフィーカメラを設置しようとするものでございます。節22. 償還金、利子及び割引料の114万1,000円は、令和元年度の子育てのための施設等利用給付交付金と子ども・子育て支援交付金の精算による国への返還金でございます。どちらも

国へ返還をするものです。

15ページをお願いします。款4.項1.目1.保健衛生総務費の273万2,000円のうち、節12.委託料の138万2,000円から節14.工事請負費の56万3,000円までは、保健福祉センターについても浄化槽から下水道に切り替えるため、浄化槽の清掃費や接続工事費などを計上したものでございます。節17.備品購入費の64万4,000円は、保健福祉センターにもサーモグラフィカメラを設置しようとするものでございます。

16ページをお願いします。款5.項1.目4.耕種農業費の252万円は、営農組合が購入する農機具に対して西濃農林事務所から補助金の内報がありましたので、県補助金に町補助金を上乗せした額を計上したものでございます。補助率は、県が4分の1、町が5%でございます。

同じ農業費の目7.町民センター管理費の64万4,000円は、町民センターにもサーモグラフィカメラを設置しようとするものでございます。

次に、目8.農地総務費の51万3,000円は、ジャンボタニシが大量に発生している状況を踏まえまして、今年度の駆除期間を2か月間延長するため、それに必要な委託料を増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。款6.項1.目1.商工総務費の1,632万9,000円の減額につきましては、対象者がほぼ確定したこと、併せて今後の申請見込みを勘案しまして不用となる見込額を計上したものでございます。県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金市町村負担金は、4月18日から5月6日の全期間について休業要請に応じた事業主を対象に、県が一律50万円の協力金を支払い、市町村はその3分の1を負担するというものでございます。この支給対象となる事業所と支給金額がおおむね確定しましたので、184万5,000円を不用見込額と計上したものでございます。新生活様式対応改修等助成金は、事業主がコロナ対策としてマスク、アクリル板、消毒液などを購入した経費について、15万円を上限に4分の3を助成するというものでございます。今後の支払い見込額を勘案して、1,448万4,000円を不用見込額として計上したものでございます。

同じ商工費の目3.観光推進費の209万円のうち、節7.報償費の4万4,000円から節12.委託料の31万3,000円までと節17.備品購入費のうち69万8,000円につきましては、「丸毛戦記出陣式～アニメ完成お披露目会～」の関連経費を追加計上したものでございます。イベントの内容といたしましては、建築学者、研究者でもあります三浦正幸広島大学の名誉教授をお迎えして御講演をいただくほか、前回に引き続き、アニメの上映、アニメのエンディングを歌う歌手、さくらゆきさんによる生歌披露、武将隊による演舞を予定しております。節17.備品購入費の残り64万4,000円は、ホッとステーション「わのうち」にもサーモグラフィカメラを設置しようとするものでございます。

18ページをお願いいたします。款8.項1.目2.消防施設費の100万2,000円は、各地区から要望がありました消火栓の新設工事の工事費用を水道会計に対して負担金として支払

うものでございます。4か所分でございます。

同じ消防費の目3. 防災費は、財源補正でございます。

次に、目5. 防災センター管理費の19万1,000円は、仁木コミュニティ防災センター東面の2階のサッシ窓枠と外壁との間から雨がしみ込みますので目地コーキングで修繕をするものでございます。

19ページをお願いいたします。款9. 項1. 目2. 事務局費の141万9,000円のうち、節10. 需用費の14万9,000円は、教育委員会事務局で使用する消耗品の予算が不足をするため、増額をお願いするものでございます。節17. 備品購入費の127万円は、コロナ対策として紫外線による図書除菌ボックスを小・中学校の図書室に各1台ずつ、町の図書館に2台設置しようとするものでございます。

同じ教育総務費の目3. プラネットプラザ管理費の128万7,000円につきましては、文化会館、それから図書館にも各1台ずつサーモグラフィカメラを設置しようとするものでございます。

20ページをお願いいたします。款9. 項2. 目1. 小学校管理費の525万8,000円は、こども園と同様に小学校の校舎についても換気の際の虫対策として窓に網戸を設置しようとするものでございます。

同じ小学校費の目2. 教育振興費の478万3,000円のうち、節7. 報償費の198万3,000円は、コロナの蔓延によりまして学校が5月末まで休業になったことに伴い、子供の学習と保護者の就労支援のため、その期間も留守家庭児童教室を開室いたしました。これによる不足見込額を増額するものでございます。節10. 需用費の70万8,000円は、留守家庭児童教室についても窓に網戸を設置しようとするものでございます。節17. 備品購入費の79万2,000円は、留守家庭児童教室における窓を遮蔽時の室内空気の清浄に努めるため、空気清浄機を設置しようとするものでございます。6台分です。節22. 償還金、利子及び割引料の130万円は、令和元年度の子ども・子育て支援交付金の精算によります国と県への返還金でございます。国へは32万7,000円、県へは97万3,000円を返還いたします。

21ページをお願いします。款9. 項3. 目1. 中学校管理費の152万8,000円は、中学校の校舎についても窓に網戸を設置しようとするものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻りまして、4ページからお願いいたします。

款14. 項1. 目1. 民生費国庫負担金の151万1,000円は、歳出の障害者自立支援給付費に対して国から2分の1の負担金を受け入れるものでございます。

款14. 項2. 目2. 民生費国庫補助金の23万9,000円は、障がい者自立支援給付支払等システム改修委託料に対して国の補助金を受け入れるものでございます。補助率は43.5%でございます。

5ページをお願いいたします。款15. 項1. 目2. 民生費県負担金の75万5,000円は、障害

者自立支援給付費に対して県から4分の1の負担金を受け入れるものでございます。

款15. 項2. 目2. 民生費県補助金の250万円は、サーモグラフィーカメラの購入のうち、3こども園、保健センター、児童センターの5つの施設について、県から1施設につき50万円を上限に補助金を受け入れるものでございます。50万円の5か所です。

同じ県補助金の目4. 農林水産業費県補助金の210万円は、農機具の購入に対する県の補助金でございます。補助率は4分の1です。

次に、目7. 教育費県補助金の150万円は、留守家庭児童教室の網戸の設置費と空気清浄機の購入に対して1施設につき50万円を上限に補助金を受け入れるものでございます。

6ページをお願いいたします。款15. 項3. 目1. 総務費委託金の1万4,000円につきましては、自衛官募集に関する事務委託金の額が確定いたしましたので、それに合わせるものでございます。

7ページをお願いいたします。款18. 項1. 目2. その他特定目的基金繰入金の1,200万円の減額につきましては、財源更正のため減額をするものでございます。ふるさと応援基金繰入金の1,000万円の減額につきましては、小・中学校の1人1台タブレットの購入費の財源として予定をしたもの、修学助成事業奨学金支給基金繰入金は、保護者の収入が減少した高校生を対象とする給付型の奨学金の財源として予定をしたものでございます。これらに代わる財源として地方創生臨時交付金を充てることとし、どちらも繰入れを取りやめるものでございます。

8ページをお願いいたします。款20. 項5. 目5. 雑入の10万6,000円は、令和元年度の安八郡広域連合負担金のうち、介護保険給付費分の精算による返還金を受け取るものでございます。

最後に、また戻りまして、すみません、3ページをお願いします。款10. 項1. 目1. 地方交付税につきましては、歳入予算の調整をするため、普通交付税を2,943万6,000円計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

一般会計は委員会付託になりますので詳しくは結構ですが、見せていただいております、コロナ対策に関して予算がかなりつけてあるというふうに思われるんですが、その中で網戸対策というのが大体1,000万弱ぐらい、全部で見られておるようなふうに思うんで

すが、網戸はあくまでも室内・室外の空気の入替えの一助として使うものであるということ、虫対策ということは分かるんですが、コロナの終息が先が全然見えてこないということは、来年も同じような状況が起きるといような前提でちょっとお尋ねしたいんですが、網戸をやるよりも、網戸も結構ですが、一年中その開け閉めをやる、春・秋はともかく、夏と冬ですね。一番難儀な夏と冬に網戸で対応するよりも、一部予算を掲げられております空気清浄機をもっと有効利用して、なるだけ網戸に頼らなくても室内換気、要するに室内の空気状態をよくしたほうがいいのではないかと。暑いのに開けよ、寒いのに開けよということよりも、それも大事でしょうけれども、もっと換気対策の中の清浄機を何でもっと活用しないのかなあと、私はそういうことを思うんです。

網戸は、子供たちが遊んでおって、ちょっとつまずけば、手をつけば破れますわね。そういった中で、やったときはいいんですが、子供が全く届かないところばかりでも、何か物が当たったりすれば、当然破れますし、その網戸につくほこりですね、これもかなり、私の家も網戸、夏になるとやりますけれども、黒いほこりが相当つくということで、この掃除も、高いところに設置すれば、子供の力ではできないということになれば、やはりおのずと大人がやるということになるかと思うんですが、そういったいろんな意味において、その網戸、網戸と連呼するばかりじゃなくて、清浄機をもっと有効かつ研究して、結構最近ではこの効果に対してもかなり出ておりますので。今、ざあっと清浄機のほうを見せてもらったら、1台13万ぐらいかかっておると思うんですが、だから何教室でどれだけというふうになれば、かなり金はかかると思うんですけれども、そういったこともお考えになっておるんだなあと。後の網戸に対する維持管理とか、いろんなマイナス面もお考えをいただいておりますものと思うんですが、これについて簡単でいいのでお答えをいただければ幸いですし、そうでなければ、委員会のほうでまた再度お尋ねをいたします。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

今回、小学校の校舎、中学校の校舎、それから留守家庭児童教室の窓に網戸を設置するという事で予算計上させていただきました。これをやる、やらないに当たりまして議員が言われました空気清浄機も検討いたしましたけれども、今回につきましては、網戸ということで選択をさせていただいたということでございます。

それから、その網戸そのものでございますが、先ほども子供が手をついたら破れるのではないかという御心配のお話がありましたけれども、今回、取り付けようとする網戸につきましてはステンレス製のものを考えておりますので、そう簡単には破れないかな、それから経年劣化も大丈夫かなあというふうで思っております。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

今、課長の言わば専門のところじゃないので、多分その程度の認識かなと思うんですが、経年劣化とするなら、あと汚れたら、それを外したりして掃除するのが大変ですよ、結構そういうことも、掃除をしないのかと。自動クリーニングがついている網戸か、それは私は知りませんが、そういうものであるかということと、もう一つは、空気清浄機も検討したとおっしゃっておるんですが、その結果、どんなような検討をされて、どのような内容でここに落ち着いて、その清浄機はやめたんだと。今回はこれでいくんだというのは、簡単で結構です、何をもってしてそちらの結論に至ったのかなあと、お答えをいただければ、難しければ後でも結構です。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

まず、網戸につきましては、自動で掃除する機能はありません。御家庭につけられるような普通の網戸をはめるということでございます。

それから、網戸か空気清浄機かという選択ですけれども、空気清浄機ですと、やはりメンテナンス、フィルターを換えるとか、そういったコストもかかってきますので、網戸ですと長期にわたって使えるということで網戸を選択させていただきました。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第59号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第60号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第60号について御説明させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。

議第60号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和2年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,909万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年12月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の7ページと8ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書、5ページをお願いいたします。

歳出から御説明させていただきます。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費は、9万9,000円の増額でございます。税制の改正により令和3年度に向け後期高齢者医療広域連合電算システムが改修されますので、それに伴いまして町でもシステム改修を行う必要があります、その委託料を補正するものでございます。見込額の9万9,000円の増額をお願いするものでございます。このうち1万9,000円が国庫補助となっております。

次に、歳入に入らせていただきます。

戻っていただいて、3ページをお願いいたします。

款4.繰入金、項1.他会計繰入金、目1.一般会計繰入金、こちらにつきましては8万円の増額でございます。先ほどの歳出の補正予算の財源として国庫補助を差し引いた額を一般会計より繰り入れるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

款7.国庫支出金、項1.国庫補助金、目1.民生費国庫補助金につきましては、先ほど説明させていただきましたシステム改修に伴う国庫補助金1万9,000円でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第60号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第61号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第61号について御説明させていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

議第61号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）。令和2年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,832万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年12月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の10ページと11ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により御説明させていただきます。

児童発達支援事業特別会計補正予算の事項別明細書、4ページを御覧ください。

一番後ろですが、歳出から御説明させていただきます。

款2. 児童発達支援事業費、項1. 障害児給付費、目1. 児童発達支援事業費は、64万4,000円の増額でございます。こちらは備品購入費で、新型コロナウイルス感染症対策として、児童発達支援教室そらにサーモグラフィーカメラを1台導入するものでございます。

次に、歳入に入らせていただきます。

戻って3ページのほうをお願いいたします。

款3. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1の一般会計繰入金につきましては、64万4,000円の増額でございます。先ほどの歳出補正予算の財源として一般会計より繰り入れをするものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計補正予算の御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第61号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第61号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第62号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、お手元の議案書12ページをお願いいたします。

議第62号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関

する条例の制定について。輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定めるものとする。令和2年12月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例制定は、公職選挙法の一部を改正する法律が去る6月12日に公布されまして、来る12月12日から施行されることに伴い、条例を制定しようとするものでございます。

その主な内容といたしましては、1つ目に、町村議会議員及び町村長選挙における選挙公営の拡大ということで、選挙運動用自動車の使用、そして選挙運動用ビラの作成、そして選挙運動用ポスターの作成が公営対象となるものでございます。2つ目に、町村議会議員選挙におけるビラの頒布が上限枚数1,600枚までできるようになったということ、これは本条例とは関係ございませんが、3つ目に、町村議会議員選挙における供託金制度15万円でございますが、導入されるということが公職選挙法の改正の主なものでございます。これに関連して、今回、制定しようとするものでございます。

それでは、順次、内容について御説明を申し上げます。

13ページから説明をいたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。公職選挙法においては、お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、選挙運動にかかる費用の負担について公費負担すべく条例を制定しようとするものでございます。具体的には、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成について公費負担に関して必要事項を定めたものでございます。

第2条では、自動車の選挙公営制度につき、候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額を定めたものでございます。候補者1人について6万4,500円に立候補の届出のあった日から選挙の前日までの日数を乗じた額を上限とする旨の規定をいたしております。ちなみに、当町の議会議員選挙及び町長選挙の選挙運動の日数は5日間でございますので、6万4,500円掛ける5日で32万2,500円が上限となります。

続いて、第3条では、選挙運動用自動車の公営制度を利用するに当たり、有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めたものでございます。具体的な内容としては、道路運送法第3条第1号ハに規定すると書いてありますが、一般旅客運送業者とは、タクシー、ハイヤー等の貸切り型で乗客数11人未満の旅客運送事業者をいいます。そのタクシー等事業者と契約を締結する場合には、自動車借入れ、燃料代、運転手の雇用を一括して含んだ契約を行ったこととなります。

他方で、その他の者とは、先ほど申し上げましたタクシー等以外のレンタカー業者やマイカー所有の知人等をいいます。なお、候補者と生計を一にする親族の所有マイカーを借りる場合には、その者が契約に係る業務を業として行っていないければ公費負担の対象外となりますので、親族から有償で借りても、当該親族が自動車を貸し出す業務を行

っていないなければならないということになっております。

また、対象となるのは、借入代金、燃料代、運転手雇用代に限られるもので、看板取付け代や拡声器の借入代金は対象外であります。

第4条では、選挙運動用自動車の契約類型ごとの公費負担額を定めたものでございます。

まず、第1号では、先ほど言いましたが、一般運送契約による場合は、1日1台6万4,500円の5日間で32万2,500円が上限となります。

次に、第2号では、一般運送契約以外の契約である場合、すなわち個別契約、例えばレンタカーを借りる場合等でございますが、その規定を設けております。

アの規定は、自動車借入契約の場合については、1日1台につき1万5,800円掛ける5日間で7万9,000円を上限とするもの、イの規定は、燃料供給契約の場合には、1日7,560円掛ける5日で3万7,800円を上限とするもの、ウの規定は、運転手雇用契約の場合については、1日1人1万2,500円掛ける5日で6万2,500円を上限とするもので、それぞれ上限額を定めたものでございます。

次に、第5条では公職選挙法施行令第109条の4第3項に従った規定でございまして、自動車の借入れ等について複数の契約がある場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているとみなされて、両方の制度を同時に利用することはできないという規定を設けております。

次に、第6条では選挙運動用ビラの作成に係るもので、費用については第8条で申し上げますが、無料で作成ができることと規定した、いわゆるできる規定でございまして。

続いて、第7条では、選挙用ビラ作成制度の適用を受けるためには業者との間で有償契約を締結して、選挙管理委員会の規定に従い、届出書の提出を義務づけたものでございます。

次に、第8条では、ビラ作成に係る選挙の公費限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めたもので、単価と作成枚数について、それぞれ限度を定めたものでございます。単価の限度額は7円51銭、作成枚数は、町長選挙については5,000枚、町議会議員選挙については1,600枚を限度としております。したがって、町長選挙では7円51銭掛ける5,000枚で3万7,550円、町議会議員選挙では1万2,016円が限度額となります。

次に、第9条では、選挙運動用ポスター作成の公費負担について規定したものでございます。費用については第11条で説明しますが、無料で作成することができると規定した、いわゆるできる規定でございまして。ここでいう公費負担となる選挙運動用ポスターというのは、町が設置するポスター掲示場に掲示するポスターのことをいいます。

次に、第10条では、選挙運動用ポスター作成公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、選挙管理委員会の規定に従い、届出書の提出を義務づけ

たものでございます。

続いて、第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続を規定したものでございます。単価の限度額は、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場で除した金額が限度額となります。ちょっとややこしいんですが、したがって、525円6銭掛けるポスターの掲示場、当町は25でございますので、25を掛けた数字に31万500円を加えた額32万3,640円を25で割った額、1万2,945円が単価の限度額となります。この1万2,945円にポスター掲示場の数を乗じて得た額32万3,625円が限度額となるということでございます。

次に、第12条では委任ということで、この条例の施行について必要な事項は選挙管理委員会が定める旨を規定しております。

最後に、附則で施行期日については、公布の日から施行するものとし、適用については、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用しようとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第62号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第62号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第11、議第63号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田中久晴君）

それでは、議第63号について説明させていただきます。

お手元の議案書17ページになります。お願いいたします。

議第63号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年12月4日提出、輪之内町長でございます。

18ページが一部を改正する条例です。

今回の条例改正は、町長の提案説明でありましたとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、令和3年1月1日施行の個人所得課税が見直され、全ての方が対象となる基礎控除が10万円引き上げられた一方で、給与所得控除額や公的年金等控除額が10万円引き下げられたことに伴い、国民健康保険税の税額の対象となる負担水準に意図せざる影響や、また不利益が生じないようにするため、軽減判定基準の見直しを行うものでございます。

改正の内容は新旧対照表にて説明させていただきますので、条例の改正に関する新旧対照表の1ページをお開きください。

1ページの第23条は国民健康保険税の減額を規定するもので、同条第1号の(1)になります。新旧対照表の右側、現行の「33万円」を左側の改正案で「43万円」とし、その後の括弧書きでは、その世帯の被保険者等のうち、給与所得控除の控除を受ける者及び公的年金等の控除を受ける者、つまり一定の給与所得及び公的年金等の支給を受ける者で、その合計数が2人以上になった場合に、その合計数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を43万円に加算して算出し、軽減判定所得の基準とすることを規定するものでございます。

以下、2ページの同条第2号の(2)及び第3号の(3)の改正も同様の内容になっております。

3ページの附則第2項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定する改正も同様であり、個人所得課税の見直しによるもので、ただいまの第23条の改正に伴い、文言等、所要の改正を行うものでございます。

議案書の18ページに戻ります。

附則になりますが、施行期日は、19ページ、附則第1項で、この改正条例は、令和3年1月1日から施行するものとし、附則第2項では、適用する年度分の区分を規定しております。

以上で、議第63号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。
これから議第63号についての討論を行います。
討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議第63号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。
したがって、議第63号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第12、議第64号 輪之内町法定外公共物の管理条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。
総務課長から議案説明を求めます。
荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、お手元の議案書20ページをお願いいたします。
議第64号 輪之内町法定外公共物の管理条例等の一部を改正する条例について。輪之内町法定外公共物の管理条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
令和2年12月4日提出、輪之内町長でございます。
今回の条例改正につきましては、背景に令和2年度税制改正において市中金利の実勢を踏まえて、利子税・還付加算金等の割合の引下げが行われております。具体的には、租税特別措置法第93条第2項に定める延滞金の特例基準割合が改正されております。
また、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による地方税

法の改正によりまして、地方税法における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われております。具体的には、国税の改正に併せて特例基準割合引下げが行われ、特例基準割合の用語自体も見直されていることによる一部見直しをするということでございます。

先ほど地方税法の改正と申し上げましたが、今回の改正は、地方税法等の例規以外で当該延滞金のことを規定している当町の条例5つについて関連箇所をそれぞれ改正しようとするものでございます。

その5つの条例は、21ページからありますけれども、第1条で法定外公共物の管理条例、第2条で下水道事業受益者負担に関する条例、第3条で下水道条例、第4条で後期高齢者医療に関する条例、第5条で選奨生奨学金貸与条例の5つであります。

まずもって、令和2年3月31日付にて地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和3年1月1日に施行されることとなっておりますので、それに合わせる形で改正しようとするものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、新旧対照表4ページをお願いいたします。

第1条の法定外公共物の管理条例の改正でございますけれども、用語の改正で「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正しようとするもの、また「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改正することについては、特例基準割合適用年というのは財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年10月から前年の9月までの平均金利をいいますが、この定義は変わらず、用語をその年に変更するものでございます。

ちなみに、納期限1か月以内の延滞金は、本則では7.3%でございますが、令和2年は2.6%となっております。納期限1か月経過後の延滞金は、本則では14.6%でございますが、令和2年は8.9%となっております。

この後の新旧対照表5ページの第2条の下水道事業受益者負担に関する条例から、8ページの選奨生奨学金貸与条例に至るまで改正内容は全て同じでございます。

議案書22ページをお願いいたします。

附則にて、この改正については、準則どおり令和3年1月1日より施行いたします。

説明は以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第64号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第64号 輪之内町法定外公共物の管理条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(小寺 強君)

日程第13、議第65号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について、日程第14、議第66号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について及び日程第15、議第67号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを一括議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長(伊藤早苗君)

それでは、議第65号から67号について御説明させていただきます。

議案書の23ページをお願いいたします。

初めに、西南濃老人福祉施設事務組合につきましては、老人福祉法第15条第3項の規定により、養護老人ホーム西濃清風園を運営するため、西濃圏域2市6町で構成される組合が設立されました。この施設は、開所以降48年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、入所者数の減少により施設運営費や建物の維持管理費等、構成市町による負担増が見込まれるところであります。

こうした中、民間事業者による盲養護老人ホームが来年の4月1日、開所予定であります。それに伴い、同種の社会資源が充足されるため、令和3年3月31日をもって組合の解散に関することになりましたので、それぞれ協議を求めるものでございます。

1つ目に、議第65号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和2年12月4日提出、輪之内町長でございます。

それでは、新旧対照表のほうで御説明させていただきますので、新旧対照表の9ページをお願いいたします。

対照表の第4章、組合の経費の次に第5章で組合の解散、（解散した場合の事務の承継）第10条、組合が解散した場合においては、垂井町が事務を承継するという旨を追加するものでございます。

解散後の事務の承継についての規定を明記する必要があるため、規定の変更を行うため、地方自治法に基づき協議を求めるものでございます。

議案書の24ページのほうに戻っていただきまして、附則にて岐阜県知事の許可のあった日から施行するというものでございます。

続きまして、25ページをお願いします。

議第66号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について。令和3年3月31日限り西南濃老人福祉施設事務組合を解散することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第559号）第2条に規定する関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和2年12月4日提出、輪之内町長でございます。

先ほど御説明させていただきました西南濃老人福祉施設事務組合の令和3年3月31日解散に関しまして、関係市町と協議することについて議会に協議を求めるものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

議第67号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。令和3年3月31日限り西南濃老人福祉施設事務組合を解散することに伴う財産処分について、次のとおり垂井町に帰属させることに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第559号）第2条に規定する関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和2年12月4日提出、輪之内町長でございます。

次の27ページをお願いいたします。

西南濃老人福祉施設事務組合の財産処分を次のとおり定める。

垂井町に帰属させる財産、1. 建物、園舎、鉄骨造り2階建て553.53平米。2. 物品、

貨物自動車1台。

組合の解散に伴い、建物、物品について財産処分を行うものでございます。

以上で、議第65号から67号についての御説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

この議案書については、私は納得できます。老朽化している、あるいは老朽化に伴って負担増になっているというような意味合いで私は理解できます。

しかし、今、この施設をなくして、将来こういう施設を求めている人に対してはどのようにこれから対応されていくのか、その辺、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

今現在、この施設に入所されている方はいらっしゃいませんが、今後、身寄りのない方とかで家庭的・経済的な要因によりまして、その方の置かれている状況や環境等を勘案しまして、介護サービスのほうで利用されとか、生活保護等、そういう施設に入る必要があるかどうかというのをあらゆる面から勘案しまして、その方を支えることができるように寄り添いながら支援していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

私、聞いている限りでは、あすわ苑という施設があります。あそこの施設は、1市2町で運営をしているはずですが、ところが、今現在、その施設に入りたいという、俗に言う待機者というのが150人ぐらいいるといいますね、入りたいという人が。そういうところをそのままにして、これは公共、自治体が運営しておる施設をなくしていくのはいいですが、それを補填するといえますか、受け入れる体制をつくらない限りは、介護保険料は払うけれども、介護施設はなくなる、あるいはそのサービスは受けられないというのは不公平だろうと私は思うんです。その辺はよく考えていただきたいなと思いますが、担当課長はどのように考えていますか。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

議員がおっしゃられるように、あすわ苑の待機者も、今現在、多くなっております。こちらの施設は、今現在、入所者が10名ほどでございます。実際には定員は50名ございますけれども、入所者は10名ということで、こちらの利用がなかなか見込まれていないということでございます。

今後、そういうあすわ苑の利用とか、ほかの民間の施設とかの利用も含めて支援して考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

今、浅野議員がおっしゃったとおりだと思うんですが、この清風園に入所できない、なくなるからできない。今後、先に老人が増えていく。その中で、その隣に新しい施設が4月1日から開所されるというふうに今お聞きしたような気がするんですが、その中でそういう人の枠を、各町で一応優先枠を設けて、必要以外のときは使っても結構なんですけど、どうしても場合には、予備的にその中で枠を設けられるのかどうかということですね。

要は、独居老人で財産があると、まず駄目ですね。その財産を、例えば町とか、いろんなところへ処分したりして、その結果において入所したいということであれば、やっぱり何らかの形でその方の先について考えないかんとというのは、身寄りがない場合においてはそういう相談があるのではないかなあと思っていますので。

あすわ苑の件は、先ほどおっしゃっていたみたいに、ずうっと前から100から200の間で待機者が待っていますけど、それをあすわ苑議会に行っても、その話は、今まで何回となく増床計画もありましたけれども、そのときにお聞きしたのは、多分大垣の市長が難色を示されたら、私はそんなような記憶をしておるわけなんですけど、だから増床計画も途中で止まってしまうと。話すらなくなってしまう。何でそんなに公営といいますか、公共的な施設を皆さんが希望してみえるのか。やはり入所するのに当たってお金の問題だと思うんですね。

そういうことも考えて、その付近に新しい施設が造られるのであれば、町としてそこに一つの枠を設けて対応するのか、しないのか。全く今までの民間に全部依存してやるのかということで、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

議員のお尋ねの質問ですけれども、どうしてもいろんな、その入所希望の方がなかなか入れないよということで、あすわ苑で実際に入所希望があられるのは、今お話ししましたように待機者もいらっしゃるということですが、その中で施設にもう既に入所はされているけれども、あすわ苑に空きがあれば入りたいということで、本当に全くおうちで待機されている方については、それほど多くないと聞いております。

今後、高齢者プランの中でそういう施設も設けていかなければいけないというようなことも上がっておりますので、そちらの計画の中でまた対応できるように努めていきたいと思っております。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

課長答弁では今の答えで限界だと思うんですが、何が言いたいかというのと、要するに自宅に見えるというのは、その待機者がまことにないんではないかという見解の中で、それほど困っておれへんのでという、裏返したらそんなような言い方に聞こえるんですが、やはり困っておるといのは基本的に、例えばサンライズさんでもまだ結構空きがあると思うんですが、そういった施設でお世話いただくよりも、先ほどから出ておるあすわ苑は、何が違うんだろうということですね。だから、皆、いつも100人、150人、160人、200人弱ぐらいの待機者の方がずうっとお見えになって待っておるんやというような状況の中で、要するに誰かが、誰かといいますと行政のほうでお世話をせないかんような環境の方が生まれないとも限りませんよね。これからは独居の方が多分増えるだろうという予想の中で私は言っておるので、そういった人に対して、今度新しく造られるのであるが、その中で一定の枠を町として、解散に伴って代替案みたいなものを少し持ったらどうかなあと、その程度の私は思いで今質問させていただいておりますけれども、どうでしょうかね。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

今の議員の言われる代替案というのは、輪之内町として何人とか、そういう枠を設けてということをおっしゃられているのかと思いますけれども、その辺につきましては、今後、新しい施設とか、そういうところと協議して、そういうことが可能であるのなら、そのような検討もしてまいりたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

新しい施設というのはどのくらいの規模のものができて、その性質ですね、老健なのか特養なのか、いろんな形態があるんですが、そのうちどういう形態のものが、多分清風園の近くに造られるということだと思んですが、分かったら教えていただけませんか。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

新しいその施設は、社会福祉法人杉和会という民間の施設で、盲養護老人ホームでございます。80床で、木造平家建ての施設でございます。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第65号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第65号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

これから議第66号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第66号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議については、原案のとおり可決されました。

これから議第67号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第67号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定によって12月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第59号から議第62号については、12月10日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、12月11日に委員長報告をお願いします。

○議長(小寺 強君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
定例会最終日は午前9時までに御参集願います。
本日は大変御苦労さまでした。

(午前10時56分 散会)

令和 2 年12月 4 日開会 第 4 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第 8 日目

令和 2 年12月11日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）

議第60号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第61号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）

議第62号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和2年第4回定例町議会付託事件）

日程第4 発議第2号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田中久晴
調整監 （住民・福祉）兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり

福祉課長 伊藤早苗
経営戦略課長 菱田靖雄
産業課長 松井和明

土地改良課長 田内満昭
建設課長 大橋勝弘

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中島広美

議会事務局 西脇愛美

(午前9時00分 開議)

○議長（小寺 強君）

おはようございます。

令和2年第4回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますので、令和2年第4回定例輪之内町議会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第59号及び議第62号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第59号から議第61号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって質問は3回までとします。

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

皆さん、おはようございます。

議長からのお許しをいただきましたので、通告に従い、新型コロナウイルスで浮き彫りになったICT教育と教育現場の今後についてを質問させていただきます。

質問に入る前に、今年のちょうど今頃、中国・武漢市で新型コロナウイルスが発生してから1年が経過しようとしておりますが、やはり懸念しておりました第3波が世界中の人々を苦しめております。はっきり言って、この今の状況では、今後、来年いつまで続くか、誰にも分からないでしょう。一日も早い特效薬、ワクチンの開発を願うしかありませんが、とにかく自分自身が自助の精神で守るしかないと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

新型コロナウイルスで浮き彫りになったICT教育と教育現場の今後についてですが、新型コロナウイルス感染による第3波がやってきた現状に至っては、子供たちの学び方に大きな転換期を迎えている学校現場には、ICT（情報通信技術）の必要性が今まで

以上にクローズアップされるようになったと思います。今までの日本の学校教育、文化における考え方は、他人を思いやり、相手の目を見て話し合うことが求められ、教師から生徒へ知識を伝達し、教え、それを子供たちは教わったとおりに発信し、教科書、教材を丸暗記してよい成績を収めてきました。

また、インターネットが普及しても、パソコン画面を介したコミュニケーションには問題があり、対面での授業が理想だという考え方が根強いので、オンライン授業は歓迎されにくいとされてきました。

しかし、今はそんなことを言っている場合ではありません。情報化社会の発達に対応し、将来の社会を担う子供の育成にはICTの整備を加速させ、効果的に活用していくしかありません。

ICT教育には、テキストによる文字だけの学習ではなく、画像や動画を取り入れた授業ができ、生徒の興味・関心が深まり、モチベーションが上がる効果や、ふだん自ら積極的に挙手して発言できなかった生徒も、パソコンを使った授業だったら自分の思いが述べやすく、先生も、ああこの子はこんなことを思い、考えているんだと、一目で画面を通じて全ての生徒の答えが把握できます。

また、先生の立場から考えますと、プリント作成し、コピーをして用意する時間の削減にもなりますし、情報データを早く取り入れることができます。

ですから、学校教育もICTに対する考え方、取組方を変えていく必要性を、学校はこれからどのように向き合い、どのような教育を目指すのか。

また、小・中学校にデジタル教科書も導入され、大変便利で有効活用されていると聞きましたが、スクリーンに映し出されて読み取るため、拡大した画面だと見えるのですが、全体像にすると文字の読み取りが見づらい欠点があるので、ぜひとも今度は電子黒板を導入してやっていただきたいと思います。そうすれば、タブレットからデータを映し出し、生徒間お互いの比較、解説、共有もでき、なおかつ画面に直接手書き、書き込みも、保存もすることができますので、授業が効率の高い、子供たちの知識やモチベーションも上がると思います。

輪之内町では今度導入する予定があるのか、教育長にお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

それでは、土井田議員から質問をいただきました新型コロナウイルスで浮き彫りになった学校教育と教育現場の今後についてお答えいたします。

教育には、規範意識、基礎学力の定着、他の人を思いやる心、社会性の涵養などのいつの時代にも変わることなく、子供たちの教育に期待される内容（不易）と、グローバ

ル化や情報化に対応した教育などの時代の流れに柔軟に対応していく必要がある内容（流行）とがあります。

子供たちの将来を見据えた上で、この「不易」な部分は、引き続き大切に守りつつ、時代の変化に柔軟かつ的確に対応した「流行」としての教育を好機として捉え、子供たちを育成していかなければなりません。

平成29年3月に告示された新学習指導要領では、情報活用能力が学習の基礎となる資質・能力として位置づけられ、ICT機器は、あらゆる学習活動に必要なになります。

学校のIT環境の整備をより充実させ、子供たちがICTを活用し、他者と協働し、新しい価値を創造する力が身につくよう、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を実現する必要があります。

町としましては、これまで全国に先駆けてコンピューターを導入し、現在に至るまで、児童・生徒のスキルアップ、教職員のリテラシーの能力アップ、情報機器、環境整備を小・中学校ともに積極的に進めてまいりました。

また、あらゆる学習の基礎なるICT環境を整備するため、「輪之内町学校教育の情報化プラン（2019年度から2023年度）」に基づき、小・中学校に大型掲示装置、授業用コンピューター、児童・生徒用タブレット端末、実物投影機、無線LAN、教師用デジタル教科書等の整備を拡充・補充してきました。

国は、令和元年12月に「GIGAスクール構想」を打ち出しました。この構想は、次代を生き抜く子供たちを誰一人取り残すことなく、公平に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想で、児童・生徒1人1台端末、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するというものです。

輪之内町では、この構想に基づき、ICTの環境整備を進めてまいりました。オンライン授業システムは、9月末に、1人1台のタブレット端末は、10月に納入が終わり、12月中旬には町内小・中学校で運用を開始する予定です。

学習者用のデジタル教科書については、平成31年4月の学校教育法等の一部を改正する法律によってデジタル教科書を併用して授業を行うことが可能となりました。

デジタル教科書は、直接書き込みができます。音声や映像を使って学べます。文字や画像の拡大ができるなど、学習のいろいろな場面で活用ができ、子供たちの集中を高め、深い理解につながります。現在、来年度から導入できるように進めております。

電子黒板につきましては、平成21年、国の「スクール・ニューディール構想」、学校ICT環境整備事業の国庫補助により、全国の各小・中学校に1台ずつ配備されました。それにつきましては、現在は破損しているため、モニターとして使用しております。しかし、平成27年度から電子黒板と同様の機能を持った電子黒板機能付プロジェクターを町内の各教室や理科室に整備して、現在、活用しております。

ICT教育は、黒板やプリントを用いた授業から、パソコンやタブレットに映し出さ

れる画像や動画等を活用した授業に変わります。子供たちが疑問を感じたら、インターネットを利用し、すぐに調べることが可能になります。

I C T機器を子供たちが文房具やノートのように気軽に学習のツール（道具とか手段）として使えるように慣れておけば、社会で役立つだけでなく、日常生活でも生かされます。

今後も、教職員にタブレット端末の操作とか学習ソフトの活用、オンライン授業の実施などの研修を行い、教職員のスキルアップを図ってまいります。

また、各学校にI C T指導員を派遣するなど、リーダーとなる教員の養成等に取り組み、児童・生徒に情報及び情報手段を主体的に選択していくための基礎的な力（情報活用能力）の育成に力を注いでまいります。

以上で、土井田議員への答弁とさせていただきます。

（3番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

御答弁ありがとうございました。

同等の製品として電子黒板を導入済みであったことは私の認識不足といえますか、機器の性能とか、大きさとか、また学校にお邪魔してお聞きしてまいりましたけれども、私との見解の食い違いが少しあったようです。でも、ちゃんとタブレットと共有ができ、書き込みも保存もできるような性能があれば十分でございます。

また、そのお邪魔したときに校長先生のほうからは、輪之内町は他所と比較して本当に素早い対応をしていただけるので、本当に助かっているというお褒めの言葉をいただきました。それを報告させていただきます。

しかし、その反面ですけれども、これだけ情報発信が発達していくと、当然、20代、30代、40から50の先生方におかれましては、I C T機器に大変詳しい優れた方もいれば、苦手意識が強くて余り活用しない方もおられると思います。個人格差から授業の内容に差が出てしまうのではないかと、I C Tの活用がほかの学校と当然違ってくると思いますが、そんなことがないようにしていただきたいのと、先生方は、ふだんは朝から夕方までほとんどの時間、教室やら体育館、グラウンドでの授業に時間が取られて、I C Tに向き合う時間が本当に少ないと思うんですね。ですから、授業の時間以外の負担が大き過ぎるのではないかと、残業時間がその分増えるのではないかとということが心配されます。

ですから、できたら一日のどこかでI C Tに向き合える時間を設けてやっていただきたいと思うのですが、その点どうでしょうか。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

土井田議員さんの質問にお答えします。

教師の中にも、やっぱり I C T 機器に苦手意識の強い先生もおりますので、I C T の活用が各学級で差ができてはいけないと私は心配しておりますけれども、特に今、働き方改革で学校のほうもいろいろ見直しをしておりますけれども、特に I C T とか教材研究をする時間というのは、やっぱり先生方は十分時間を取ることは必要です。そういう意味で、今、お話がありました内容につきましては、また学校のほうへ伝えて、きちんとやれるようにしていきたいと思っております。

本当に中学校なんかを見ておますと、部活動もありますし、生徒指導のいろんな問題も時々起きることがございます。そういう意味で、なるべくいろんな活動を見直して、できるだけ精選して、今後とも教材研究ができる時間とか、I C T 活用の準備などの時間を設けるように進めていきたいと思っております。以上でございます。

（3 番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

3 番 土井田崇夫君。

○3 番（土井田崇夫君）

ありがとうございました。

最後になりますが、御答弁は要りませんので。

このコロナ禍におきまして、世の中では負の連鎖が蔓延する中、今後もコロナによる授業がどうなるか、本当に分かりません。しかし、コロナにより、これではいけないと、どの学校も数年かけて徐々にそろえていけばよいと思ったタブレット端末が急速に普及しましたし、思わぬ形で I C T の活用が本当に大事であることが分かってまいりました。輪之内町でもタブレット端末を導入していただきましたが、導入したから、もうおしまいじゃなく、これからこれをどううまく活用していくか、宝の持ち腐れになりませんよう、これからが本当に実力を発揮するときだと思っておりますので、行政も必要なものがあれば、これは何で、どう必要だから買うのか、明確な結論をもって購入していただきたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。

○議長（小寺 強君）

2 番 林日出雄君。

○2 番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので始めさせていただきます。

私たちが日常生活で使っている水は、自然の中を循環する大切な資源で、私たちの生

活の中でこの水はなくてはならないもので、炊事、洗濯、トイレ、洗面、風呂など、ありとあらゆるところで使われており、下水道は、この使われた水（汚水）をきれいな水にして自然に返すことで自然を守り、私たちがゆとりと潤いのある生活を行うために不可欠な施設になっています。しかし、整備がされても接続しないままでは、下水道本来の目的である生活環境の改善や水質保全の維持が守れない状況に陥ってしまいます。町民の皆様には、下水道事業の経営健全化に向け、普及促進に御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移ります。

1. 公共下水道の接続推進について。

輪之内町の公共下水道は、平成4年の基本構想の策定から始まり、平成10年より管渠工事を着工し、平成16年4月から1次許可区域が供用開始し、順次、計画的に整備を進め、令和3年度には面整備工事がおおむね完了する計画になっており、町内全域で公共下水道を使っていただくことができますようになります。

しかしながら、令和2年11月現在の下水接続状況調査表を見ますと、総世帯数3,423に対して供用世帯数2,829、約83%が公共ますを設置され、その中の接続世帯数1,302、約46%が下水道に接続されています。

接続率に関しましては、供用開始時期が市町村によって違いますので一概には言えませんが、現在の接続状況を見ますと、岐阜県内42市町村でワーストスリーに入っているのが現状です。

また、近隣の町と比較しますと、神戸町と池田町も輪之内町よりはよいのですが、同じように低い状況です。安八町は、83%で高い状況です。また、大野町は、下水道ではなく合併浄化槽を推進し、町によって方針は様々です。

いずれにせよ、供用開始から17年目に入り、接続率が46%は、大変危機的な状況であり、今後、人口減少や財政の逼迫といった社会情勢の変化や、設備の老朽化や技術職員の減少など、将来に向けて厳しい課題に直面するおそれがあると思います。

そうした中で求められるのは町長のリーダーシップだと思います。私は、こうした状況を町民の皆様にもっともっと知ってもらい、オール輪之内で危機感を持って取り組んでいくことが大事だと思います。そのためにも数値的な目標を設定してはいかがでしょうか。また、協議会の在り方や推進員さんの活動等、改善すべき点があると思います。町長の御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

林日出雄議員からは公共下水道の接続の推進について御質問をいただきました。

まずもって、現状の認識について、これは今、林議員がおっしゃったとおりです。そ

れを前提にして、これからどうすべきかということについてお話をさせていただきたいと思えます。

下水道法というのは、御承知のとおり、供用開始の区域においては、くみ取りについては3年以内に水洗化する、それからそれ以外については、その土地の下水を遅滞なく下水道に流入させるための排水施設、これを整備しなきゃならないというふうに定めております。そういう意味でいえば、該当の世帯に対しては下水道の工事説明会、それから受益者負担金の説明会等をやっておりますけれども、その折に、速やかに下水道に接続していただくようお願いを過去からしておるところでございます。

また、広報紙や文字放送による下水道の必要性、それから加入促進に向けての周知など、いろいろ広報啓発活動をやっておるんですけども、それだけではなくて、水洗化支援制度として、宅内排水設備の工事に必要な資金の融資のあっせん、それからそれに係る利子分を交付する制度も設けております。

それから、平成23年度からは居住環境の整備工事に関する助成金を設けております。公共下水道の供用開始から3年以内に接続の場合は10万円、供用開始から3年経過後の場合は5万円を上限に、下水道接続に伴う住宅改修への補助金制度によって接続率向上の施策を実施してきております。

加えて、今年度においては、9月10日を中心とした前後1週間の「下水道週間」というのがございますけれども、これに合わせて未接続世帯への戸別訪問を実施する予定をしておりましたが、残念ながらコロナウイルス感染防止という部分もありまして、ちょっとこの戸別訪問については実施を見送らせていただいておりますという事情を御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど御質問の中にもございましたけれども、下水道事業の管渠の布設工事による面整備につきましては、来年度でほぼ完了する見通しとなっております。接続率については、今までは加入者は増加しているんですけども、それとともに管渠布設による供用可能世帯数も増加しておる。言ってみれば、分子も分母も両方ともあるものですから、なかなか接続率全体としては目に見えて上がってこないという状況はあったということでございます。

先ほど申しましたように、面整備が完了しますので、逆に言うと、加入者数が増えれば、もろに加入率は上がってくるという状況がこれから出てくるというふうには思っております。

また、御質問の中にありました公共施設の下水道接続でありますけれども、これについてもいろんな経過はありましたけれども、平成30年度から順次計画的に進めておりますので、その公共施設の接続の件数、それからそれに伴う下水道特会にとっての料金収入というものが上がってくるだろうと思っております。

ところで、接続率の現状と課題、これは所管しておる総務省の中で未接続者の類型ご

との課題、言ってみれば何が原因でどうすべきなのかということに対して先行自治体の状況を分析して、未接続者の類型ごとにそれぞれの課題、それからそれに対応する方策等も示しておるところでございます。

輪之内町における未接続者の分析調査を進めるとともに、先進市町の方策、近隣市町の取組方法なども参考にしてまいりたいと考えております。例えば、各地区ごとに地域の皆さんに御協力いただく方策も含めて、様々な方策について、下水道推進協議会というのがございますけれども、これにおいて議論を深めて、効果的なPR方法等も模索しつつ、全体としての下水道事業の適切運営という方向性を持ちながらやっていきたいなと、そんなふうに思っております。

それから、先ほど議員のほうから御提案のありました数値的な目標を定めてはどうかということについてですが、実は平成24年度に策定しました「輪之内町第5次総合計画」というのがございますけれども、ここにおいてかなり高い率の目標設定をしております。その時点では下水道接続率は、令和3年度の目標値が70%という形になっております。残念ですが、現状では目標達成は困難と言わざるを得ません。ただ、目標達成のために数値目標を設定すること自体は、やはり意識をそちらに向けるためには大変重要なことだと思っております。そういう意味では、事業進捗に向け、最大限の実行可能な数値というものを再度検討する中で目標設定をしてまいりたいと、そんなふうに考えております。

言わずもがなのことなんですけれども、接続率を向上させるということの意味は何かと考えれば、整備済みの施設をフル活用すると。フル活用することによって、これは管渠の整備、それから処理場も含めて多大の投資を行っておりますので、その投資の回収ということも含めて、やっぱり下水道経営の健全化というものが喫緊の課題になっておるといことは、これは共通認識であろうと思っております。

そういう意味では、私たちも、先ほどのお話にもありましたように行政側として先頭に立って、この接続率向上に取り組む決意を今ここで述べさせていただきますけれども、今後も議員の皆様方におかれましても、様々な機会を捉えて、町民の皆さんの下水道接続に対する理解が深まるように御協力いただければ幸いですと、そんなふうに思っております。

いろいろ課題はありますけれども、しっかりやっていきたいなと、そんなふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 林日出雄君。

○2番(林 日出雄君)

答弁ありがとうございました。

目標を設定するに当たり、来年度にはおおむね面整備工事が完了すると伺っておりますので、私はそれから3年間で勝負だと思っております。

先ほどお話もありました下水道法の第11条の3でくみ取便所は、公共ますを設置してから3年以内に公共下水道に接続しなければならないという決まりになっておりますので、一つはクリアされると思います。

残りは、単独浄化槽と合併浄化槽の世帯です。合併浄化槽に関しましては、下水道本来の目的から逸脱していませんし、初期投資をされておりますので、ある程度使用されることは致し方ないと思います。そうしますと、単独浄化槽の世帯と年数を使用した合併浄化槽の世帯の方にどう推進していくかが鍵になると私は思います。

先ほど答弁でもありました協議会でしっかり議論をして進めていくことも大事だと、私も思っております。また、もともと人間が持っている特性を理解することも私は大事だと思っております。

防災の研修でちょっと学びましたが、「正常化の偏見」を紹介させていただきます。

災害が発生して周囲の環境が突然大きく変化したとしても、大体人は、大したことにはならないはずだ、自分は大丈夫だと思い込んでしまい、ぎりぎりまで動かない人間の特性です。

接続率も同様に、周りの方がつなげないと、ああ、まだ大丈夫だと思ってしまう。周りの方がつなぎ出すと、自分もつなげないとやらしいなあという気持ちが働く、こうした人間の特性を理解することも私は大事だと思っております。

どちらにせよ、この数年間意識改革だと思っております。皆さんと一緒に意識を変えましょう。

ただ、それでも接続率が上がらない状況が続くようであれば次の手を打たないといけないと思っておりますが、その辺り、町長の御意見をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

重ねて申しますけれども、現状認識は同じように考えております。

下水道法自体がいろいろ書いてございますけれども、最終的な強制手段として罰則を伴っていないという部分がありまして、最終的には、やっぱり接続するか否かということが個人の最終的な判断に委ねられている部分がある法制度になっておりますので、ちょっとそこら辺のところやりにくい部分があるというか、そこはあります。

ただ、先ほども申しましたように、やっぱりやることによって、一つは個々の環境浄化に直結してくる部分がありますから、じゃあそこで環境負荷がどの部分でたくさんかかっているのかということになれば、やはりくみ取りと単独浄化槽の部分ということに

なりますが、これは、まずは最終的につないでいこうと。

実はおおむねの数字で大変恐縮ですけれども、今、下水道の接続と、あと合併浄化槽世帯、いわゆる下水の処理が行われている数字でいきますと、両方合算すると6割弱の水準になっております。ですから、下水道接続率は四十数%ですけれども、下水の処理率としては、もう6割程度にまで来ているという状況があります。

ですから、集中して取り組むべき、下水の処理がされていない部分をどうするかということが一番これからのキーになってくるだろうというふうに考えております。

それと、先ほど「正常化の偏見」、よくこれは「正常性バイアス」というやつで、まあ大丈夫だろうとかという部分がありまして、これは意外と人間の心理をついた言葉なんだろうなあと思ってはいますけれども、であれば、逆に言うと、人間の心理をどうやって逆に接続のほうに向かせていくかという、そこがやっぱりこれからの課題になると。多分その部分というのは論理的な説明と熱意と、両方要るんだろうなあ。感情に訴える、エモーショナルな部分というのは当然あると思いますので、そこに訴えていくことが必要なのかなと。

いずれにいたしましても、これはいろんな施策、当然、何かで援助すべき部分は援助しながら、今までやってきておりますけれども、そういったものをうまく組み合わせて接続率の向上につなげていくというのが大事であろうと、そんなふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

議長の許可をいただきましたので一般質問に入らせていただきます。

私は、ふるさと教育について伺いいたします。

私たちがこれから迎える時代は、生産年齢人口の減少に伴い、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が減少し、地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じていることから、各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を生かした取組を自主的・主体的に行うことが重要であると考えます。活力ある地域社会を維持すること、地方創生の取組は、これらを担う人材の活躍によって初めて実現されます。

先日、NHKのテレビで東日本大震災で津波に襲われた岩手県大槌町の復興に向けての取組で、ふるさと科の放送がされていました。

「ふるさと科」とは、生きる力やふるさと創生を基盤とした特別教育で、郷土に誇りを持ち、社会の変化に柔軟に対応し、将来への夢や希望を描き、実現へ向けて努力する子供の育成を目指しております。

番組中に感銘を受けたことは、最初は大人が子供に教えていたことが、数年たつと上

級生が下級生を教えるようになっていったことです。ここに文化の伝承が成り立っております。

そこで、輪之内町のふるさと教育について伺ってきました。

輪之内町では、各学年、週2回、1年間で約70時間、総合的な学習の時間としてふるさと教育の時間があります。概要を申しますと、小学3年生では各校区の伝統文化の探求、4年生は川と環境、5年生は各校異なり、大藪小学校では水害や治水の歴史、仁木小学校では米作り、福東小学校では命・防災について、6年生は福祉について、中学1年生では、身近な環境について探求し、郷土への理解を深める。2年生は、勤労体験活動を通して働くことの意義や自分の適性、生き方について理解を深めることと防災士養成講座、3年生は福祉施設等での体験、認知症サポーター養成講座等、福祉についてそれぞれ学び、小・中学校7か年を通してふるさとを追求素材にした地域のよさを発見し、ふるさとを愛する気持ちを育てていくことを通して、地域貢献活動へ取り組む気持ちを高めていくふるさと教育を実施されておりました。改めて各小・中学校の先生方、関係諸機関や御協力いただいている地域の皆様に深く敬意を表する次第です。

当町では、「郷土の輝く先人」上・下巻という本が、平成16年に上巻、17年に下巻、輪之内町制施行五十周年記念として出版されております。より多くの町民の皆様にも、またこれからの次代を担う子供たちに、輪之内町ゆかりの活躍された人を知ることは、大きな励み、活力になると思います。今後、ふるさと学習の教材として活用してはどうか。教育長の見解をお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

大橋議員からの御質問にありましたふるさと教育についてお答えします。

「ふるさと教育」とは、高い志とグローバルな視野を持って夢に挑戦し、家庭、地域、職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え、行動できる地域社会人の育成を目指し、地域に根差し、地域の特色を生かした教育活動を通して、子供たちにふるさとへの誇りと愛着を育む教育のことです。

輪之内町の子供たちにおいても、自分が住む地域を知り、ふるさとの自然・歴史・文化・産業等に親しむことは、豊かな人間性を育むとともに、社会の一員としての自覚を養い、「ふるさと輪之内」の財産を未来に伝えることにつながります。

これまで、輪之内町の小学校でも3年生から6年生までの4年間において総合的な学習の時間を活用して取り組んでおります。

小学校3年生においては、輪之内町の町の様子、地域で働く人や仕事、自然等について、小学校4年生においては、輪之内町の川を中心とした環境、自然等について、小学校5年生については、水害や治水、地域防災、米作りについて、小学校6年生において

は、福祉について学習を進めております。

中学校では、小学校での学習を生かすとともに、自分の将来の夢への自己実現への目標を達成するための学習へとつなげ、中学校1年生においては、身近な環境について探求し、郷土への理解をさらに深めると。中学校2年生においては、防災士養成講座を通して、輪之内だけでなく広い視野に立った防災教育の充実と勤労体験活動を行い、働くことの意義や自分の適性を見つけると。中学校3年生においては、福祉施設等での体験や認知症サポーター講座等を通して、これまで学んだことを総合的に生かして進路決定に向かっております。

このように、輪之内町では、小学校から中学校にわたり継続的にふるさと教育を進めております。

さらに教育を充実させるための案として、大橋議員より「郷土の輝く先人」を活用されてはどうかという質問をいただきました。「郷土の輝く先人」は、平成16年、17年に発行されており、先人の功績をまとめた本であります。そのため、学習に活用することは、輪之内町の歴史を学ぶ大変よい資料となります。

輪之内町の歴史については、前述のように主に小学校で学ぶことになっております。そのため、「郷土の輝く先人」は、内容がやや小学生には難しく、そのまま活用することは難しいのではないかと考えております。

そこで、輪之内町では、先人の活躍などの歴史や自然・産業を分かりやすくまとめた「ふるさと わのうち」という副読本を作成しております。これは、主に小学校の3・4年生を対象にした副読本です。これは、平成29年度に輪之内町教育委員会と町内小・中学校の先生が作成・発行し、平成30年度より各小学校で活用しております。これには輪之内町の治水に尽力した先人が掲載されております。

今後も、「ふるさと わのうち」は、定期的に内容の改訂を行っていく予定となっており、令和3年度には内容の改訂を計画しております。その際には、「郷土の輝く先人」についても参考資料として活用していきたいと考えております。

輪之内町には、誇ることで自然・歴史・文化・産業等があります。これからも、そのすばらしい魅力を児童・生徒に積極的に親しませ、豊かな人間性を育むとともに、将来、地域社会の一員として活躍する「地域社会人」の育成を目指し、取り組んでまいります。

以上で、大橋議員への答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

御答弁ありがとうございました。

先人たちの偉人を若い世代の方々に知っていただくということで、先人たちの思いを、志を知っていただきまして、家族、友人、地域の皆様、それぞれに思いを寄せていただきまして、またふるさとにも思いを寄せていただける、大変いい、そういう教材だと思っております。ぜひ、令和3年度に改訂されますとお伺いしましたけれども、ふるさとについて活躍された先人たちのことを皆様に多く伝えることを願っております。

また、今、輪之内中学校では、3本柱として掃除・合唱・リサイクル、そういうことを中心として活動されております。環境保全、エコライフ、リサイクルと人との協調ですか、大変すばらしい活動をされております。

私も、これから活力あるまちづくりに努めてまいります。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

改めまして、おはようございます。

続いて質問いたします。

コロナ禍での対応について。

昨年末、中国・武漢市において新型コロナウイルス感染症が確認されてから1年がたとうとしています。この間、国民の生命と生活が脅かされ、経済活動も前例のない危機の渦中にあり、このような事態がいつ終息するのか、その目途すら立たない事態に直面しております。

現在、我が国においては第3波が押し寄せ、大都市圏を中心に新規感染者、重症者が過去最多を記録するなど、猛威を振るっております。政府も危機感を持って対応に当たっていますが、終息後の実施としていたG o T oトラベル等の観光支援事業を前倒しして実施し、感染防止と経済再生の両立を目指す政府は、G o T oキャンペーンの見直しにちゅうちょするなど、対策は二転三転し、場当たりの対応や自治体任せとも言える対応に、国民は大変苦慮し、飲食業界等から不満も出ております。

岐阜県も例外ではなく、11月25日には1日当たりの新規感染者が過去最多タイの30人に上り、27日には累計数が1,000人を超えて、この3か月で倍増しており、さらに12月3日には新規感染者が42名確認され、過去最多を更新し、高齢者福祉施設や病院、接待を伴う飲食店など、各地でクラスターが発生しております。

県においては、感染症流行期の冬季、年末年始を控え、最大限の警戒と感染防止対策の徹底を県民に呼びかけるとともに、11月12日には、愛知・岐阜・三重3県知事共同緊急メッセージが発信されました。本町におきましても、各種イベントや町行事等はほとんど中止となりましたが、幸い感染者は1名で推移しております。

このような状況下の中、多様化した行政サービスや感染者数の差異により、ますます

市町村の独自判断が求められていくのではと思います。今後も長期化が予想されるコロナ禍での対応について質問いたします。

1. 感染防止対策メッセージの発信。

長期にわたるコロナ禍生活が続き、特に本町のように感染者が少なく、自分の周りに感染者がいない地域においてはコロナ慣れが生じ、感染者過去最多とかの連日の報道にも驚きは少なく、警戒感も希薄になり、気が緩みがちになってきているように思われます。また、県による感染防止対策徹底のメッセージも、どこまで周知されているのか定かではありません。マスク着用や手指消毒等は日常化されておりますが、いま一度、町長名による町独自の感染防止対策の徹底についてメッセージを発信する必要があると考えます。

2. イベント・行事等の開催基準について。

前述のとおり、コロナ禍の中、町及び地区のイベントや行事は、ほとんど中止となりました。各種団体や地区においても、行事等の開催について苦慮し、悩ましい状況が続いております。報道等の情報や町行事の動向を見て、やめておいたほうが無難という中止ありきの風潮が見られるように思われます。

このコロナ感染症は、飛沫による感染が最大の要因であり、経路も大都市圏での接触者からの流入が多いと言われております。地区内の人の集まりや飲食を伴わない行事・イベント等は、マスク着用の上、最大限の注意喚起をしながらの実施であれば問題はないのではないかと個人的には思っております。文化・スポーツイベント、地域行事等、各種団体や地区の主催者が適切に判断できるよう、町にて開催基準について方針やガイドラインを分かりやすく示す必要があるのではないかと思います。また、主催者が安心して開催できるよう、相談・アドバイスも行っていく必要があるのではと考えます。

3. 心のケア・サポートについて。

コロナ禍の影響が長期化する中、この感染症に対する恐怖心、誤解や偏見により、感染者の排除、差別、SNSに誹謗中傷を書き込むなどのコロナ・ハラスメント問題が起こったり、経済状況の悪化により、非正規労働者を中心に失業者数も増加しております。また、7月以降、様々な年代において、特に女性の自殺者が大幅に増加しているとのことです。コロナの影響で派遣切りされたなど、生活不安の増大が原因の一つと指摘されています。

このような状況を見ますと、コロナ対策として、感染予防対策、経済対策とともに心のケア・サポート対策も取り組むべき最重要課題の一つであると考えます。

県においては、県民への感染防止対策メッセージの中にコロナ・ハラスメントを許さない環境づくりとして様々な啓発に加え、相談支援体制の強化やネットパトロールの実施を掲げ、9月1日付にて知事はじめ県下市町村長名にてストップ「コロナ・ハラスメント」宣言が発令されました。また、自殺予防対策として、岐阜いのちの電話、こころ

のダイヤル119番等の相談窓口を設置するなど、岐阜県地域自殺対策推進センターにて取組が行われています。

本町におけるコロナ・ハラスメントやコロナ禍による自殺者などの事例はあるのか、状況把握はなされているのか、また相談窓口の設置等、より身近な町としての対応策のお考えはあるのか、お尋ねをいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野議員からはコロナウイルス感染症関係の3つの御質問をいただきましたので、順次お答えをいたしたいと思えます。

まず、1点目の感染防止対策メッセージの発信についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全世界で前例のない危機にさらされております。日本でも第3波の感染拡大が起きており、その終息が見通せないという、かつてない厳しい状況になっているというのは御案内のとおりでございます。

私たちは、引き続き感染症対策の基本である3密の回避、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保などの徹底に努めて、感染症を最小限に食い止める努力が必要だと考えております。

当町でのコロナウイルス感染症予防対策の取組につきましては、衛生面では、今年4月からのこども園、小・中学校、高齢者や妊婦の方へのマスクの配布をはじめ、全世帯へのマスクの配布事業、手指消毒液配布事業等、できる限りの対策を取ってまいりましたことは御案内のとおりであります。

また、御質問の町独自のメッセージの発信についてであります。

御覧になった方も多いかと思えますけれども、私からのメッセージを輪之内スマイルチャンネルで5月から8月にかけて都合3回、動画で発信をしております。

その内容は、5月上旬には、国の緊急事態宣言を受けた活動自粛の呼びかけ、5月下旬には、同宣言の解除に伴う感染症対策の徹底、そして8月には、第2波の非常事態に伴う活動自粛のお願いのメッセージ、これを1日3回放送しておるところでございます。

また、町のホームページで私からのメッセージとして、4月から12月までに計6回、掲載をしております。

それから、保健センター職員による感染予防の呼びかけも定期的に行っておりますし、小学校長からのメッセージの発信も実施してまいりました。

まだまだ先が見えず、長期にわたるコロナ禍での生活、長期化が予想されておりますけれども、これへ適切に、やはり感染防止対策をしていかなきゃいかんのかなど、そんなふうに思っております。

これからも年末年始にかけて外出や会合等、感染リスクの高まる機会も多くなります。引き続き、感染予防の徹底をお願いしなければなりません。継続して、12月の中・下旬に輪之内スマイルチャンネルでメッセージを配信する予定をしておりますけれども、そのほかにも、町のホームページでのメッセージの発信、広報無線、広報わのうち等、あらゆる情報媒体を活用して呼びかけを徹底してまいりたいと思っております。

次に、2点目のイベント・行事等の開催基準についての御質問にお答えをしたいと思います。

現在のコロナ禍でのイベント等の開催基準につきましては、令和2年11月2日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、「令和3年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組等について」でその基準が示されております。

町でのイベント・行事等の開催につきましては、国の示している同ガイドライン、また岐阜県の新型コロナウイルス感染症対策本部で策定されております「コロナ社会を生き抜く行動指針」、こういったものがありますけれども、これらに基づいて感染防止対策に取り組み、実施をしている状況でございます。

それぞれの会議、会合等の開催に当たっては、個々の感染防止対策を行った上で、会場での収容人数の制限や滞在時間の短縮、来場者の連絡先や健康チェック、十分な間隔の確保、会食や大声での発声などは控える等に留意するなどの対策を行えば開催は可能であると考えており、その意味では上野議員と意見を異にするものではございません。それは議会初日も述べさせていただきましたけれども、元来、各種行事やイベントの開催、その意義は一体何だろうと考えてみれば、目的を一つにして、人が集い、絆を深めることで地域の活力を育むと、そういったものだと考えております。

私自身、そういう意味では、地域活力の醸成の場を失ったことは非常に残念で仕方がありません。

しかし、先ほども御指摘がありましたように、何もしない状況が常態化してしまう、各種の行事やイベントの目的や開催意義自体が希薄になり、結局のところ、やらなくても生活に影響がないとの考えに傾斜してしまいますと、規模の縮小、または自然消滅しかねないことを恐れるものであります。

そういったことを踏まえた上での御質問の町の開催基準についての方針やガイドライン、そして相談・アドバイスの必要性について、その対応を次のように考えております。

例年ですと、これからは各区や自治会の総会のシーズンを迎えることとなります。

そこで、ソフト面では、県等のガイドラインを参考にお示しするとともに、相談体制、これはガイドラインはガイドラインとして、そこから、この町の地域に応じてどこまで許容範囲があるのか、もしくは地域特性に応じてもっと縮小しなければならないのか、その部分について相談をできる体制というものを構築してまいりたいと、そんなふうに

考えております。

また、ハード面では、地元の集会場施設が手狭で、社会的距離、よくソーシャルディスタンスというやつですけれども、この確保が困難な場合は、比較的広く、空調設備が整っている町有施設の優先的無料貸出し、こういったことも対応可能だと考えておりますので、どうか御相談をいただきたいと、そんなふうに思っております。

それから、3点目、心のケア・サポートについてお答えいたします。

このコロナ禍における精神的ストレスの蓄積、これは各個人の差はあるんですけれども、かなりの高ストレスになっているということは御承知のとおりであり、私もそうだと思います。岐阜県においても様々な対策を講じていることは、先ほど議員がおっしゃられたとおりであります。

その施策決定に至る場として、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会と県の対策本部本部員会議というのが設立されております。現在までに同協議会が10回、本部員会議が計22回開催され、その中で、私ども市町村も参加をし、先ほど申しました各種施策を構築してまいりました。

また、当町においても、私を本部長とした「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」というのを設置しておりますけれども、現在までに12回の会議を重ねて全庁的に情報共有に努めてまいりました。

その中で、感染者が発生した場合の初動体制や業務継続計画、いわゆるBCP (Business Continuity Plan) というものですが、これの策定、それから県が実施する経済対策に対応する組織体制の構築、これらを順次進めてきたところでございます。

さて、御質問の自殺者などの事例、状況把握、どうなっているのという話ですけれども、今年の1月から12月7日現在までで町に死亡届出をされた方のうち、自ら命を絶った方、いわゆる自死の報告はございません。

続いて、相談窓口の設置ですけれども、保健センター内に相談窓口を設置すべく、6月定例議会において一般会計補正予算（第2号）を計上して、既にお認めをいただいたところでございます。これによって、早速窓口の設置をしたところでございます。

現在までの相談件数は22件、内容としては、子供や自身に発熱の症状があるが、どう行動すべきかといった、言わば感染症に対する直接的な相談内容が多くて、いわゆる心のケアサポートが必要な相談案件というのは、現在まで見られておりません。とはいえ、感染の集団発生というのは災害の一つとされて、自然災害と同様に心の問題を引き起こすということも、これ、またつとに周知の事実でもございます。

感染の拡大は、人の心に不安や恐怖、強い怒り、興奮、不眠など、様々な気持ちが生じることがあります。これらの感情は、決して特別なものではなくて、この状況は誰でもが起こり得る心理的な反応だと思われまます。

少しでも心の不調を感じたときは、独りで抱え込まず、誰かに気持ちを伝えていただ

くことが有効だとされております。

町では、引き続き保健センターで面接・電話相談等の健康相談を随時受け付け、必要に応じて、県の精神保健福祉センターというのがございますけれども、ここと連携を取りながら、町民の皆さんに寄り添った対応を継続してまいりたいと考えております。

今後も、先の見えない不安、ストレス、そういったものを感じる方が多いと思いますけれども、そういう方々へ相談先の案内、それからストレスを和らげる方法、こういったことをリーフレットや広報紙、いわゆる広報媒体を通じて発信をしてみたいと、そんなふうに考えております。

いずれにしても、今、第3波と言われ、まだ終息の見通しが全く立たない状況の中で、過日の報道によりますと、岐阜県でも3回目の非常事態宣言を出すべきか否かという検討が今されておるようでありますので、私たちもその蔓延防止に相当な覚悟を持って取り組む必要があると考えております。私たち自身も頑張りますけれども、議員各位におかれても、身近な方々へのいろんな啓発活動等についても御尽力いただければ幸いです。どうもよろしくお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

御答弁をいただきました。全体的に、もう対策を進めておるよというような答弁であったかと思いますが、まずその中で1番目のメッセージの発信ですが、スマイルチャンネル、それからホームページ等で町長自らのメッセージを出しているということでございますが、ホームページとかスマイルチャンネルも含めてどのくらいの町民に、周知率はどのくらいあるのかということにはちょっと分かりませんが、最近、広報も使うといいなあと感じていましたら、この間から保健センターのほうから発信されております。これは一番各家庭に伝わる方策だと思いますので、その発信を町長自ら、町長の声で発信していただくと、よりインパクトもあるし、重みもあるというふうに思いますが、町長、どうですかね。録音しておけば何回でも流せると思いますので、一度お考えいただきたいというふうに思います。

それから、イベント・行事等の開催についても、県の基準に基づいてガイドライン的なものを出すと、それからハード面では町有施設も無料で使っていていいよというような御答弁でしたが、これは非常に自分自身で質問していて難しいなと思うんですけど、こういう状況だったらいいよとか、なかなかその基準というのは明確に決めることは難しいかもしれませんが、やっぱりある程度、県・国でも出されておりますが、町としては感染者がそんなに、1名で推移しておるということでございますので、質問の中でも申しましたが、その地元、地域の人が集まってやるような行事等については、注

意はしなくてははいませんが、誰がどこでどういう接触をしているかということとは分かりませんので注意するということが最大の前提ですが、そういった面も考えながら、何か分かりやすいガイドラインをつくっていただくといいのかなあというふうに思います。

それから、心のケア・サポートにつきましては、保健センターにて相談窓口があるということですが、この辺のところも周知を徹底して対処していただきたいと。

当町における自殺者等についてはないということですが、どんな事例でもそうなんです、ないからやらなくていいよということではないと思います。今、政府は、非常に国のほうで批判を受けているのは、やっぱり明確なそのレベル2とか、レベル3とか、そういった、こういう状況だったらこういうことですよというものは設けておるんですが、そうなった場合にどうするんやというような具体策が出ていないということが批判の的だろうと思うんですね。ですから、その辺のところも十分町として考えながら、こういう状況になったらこうしますよというような明確なものをはっきりつくっておく、これが重要ではないかなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

御質問ありがとうございます。幾つか再度の御質問ということでお答えをしたいと思います。

まず、感染防止対策メッセージにつきましては、結局は、これは受け取る側の心に響かなければ何の意味もない話になりますので、どういった方法が一番アプローチとして適切かどうか、御意見を頂戴しながら、今までやっておりますけれども、よりよい方法というものを模索していきたいなど、そんなふうに思っております。よろしくお願ひします。

それから、イベント・行事の開催基準についてであります、今、再質問の中でもございました、非常に具体の基準でもって、これはいい、これは駄目だというのは、やはり個々のケースによっていろんな問題、課題というのがありますので、一概に線引きが非常に難しい、御質問のとおりだと、そんなふうに思っております。そうであるからこそ、先ほど申しましたとおり、シンプルな基準を国・県が示しておりますので、そういったものの中で、ここの発生状況の少ない輪之内の現状を踏まえて、どこまでそれを許容するのか、もしくはこの地域に応じてもっと絞り込む必要があるのかということをお窓での相談体制の中で決めていったほうが、より現実に即しているんじゃないかと。そういう意味で、具体の決め事としてのガイドラインの作成が非常に難しいということをお理解いただけたらと、そんなふうに思っております。

それと、心のケア・サポートについて、おっしゃるとおりで、今起きていないから問

題にしなくてもいいということじゃなくて、問題が起きていない状況をどうやって継続的に担保していくかと。起きてから、ああ、しまったではいけないんで、起きないようにするために、今、幸い起きていません。ですから、その起きないことを継続するための努力というものをどう体制として構築していくかと、これは非常に大事だと思っていますし、そこでは十分注意をしながら、今後長期化するのか、ワクチンが出てきて一挙に終息していくのか、ちょっと正直言ってよく分かりませんが、それらに対応しながら適切にやっていきたいなということでございます。

町役場としてできることについては手抜きなくやっていきたいなと、そんなふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

町長自ら真摯に取り組んでいただいておりますということは伝わってきましたので、これからもよろしくお願いいたしますと思います。

この間、新聞でちょっと目にしたんですが、日本は2022年4月頃にコロナが終息すると、世界で一番遅くなるというようなことが書いてありましたが、多分これは免疫の今のお薬が遅れているということの意味しているのかどうか分かりませんが、とにかくまだ長期化すると。2021年もコロナ、コロナで悩まされるというような状況が見えておりますので、これからもみんなと一緒に対策を取りながら、地域活動がもっともっとできるように一生懸命頑張っていきたいと思います。質問を終わります。

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

一般質問を行います。

加齢性難聴者の補聴器購入について助成金を求めたいという質問の内容でございます。

高齢者は、70歳代の男性においては23.7%、女性では10.6%、80歳代では、男性は36.5%、女性は28.8%の人が難聴者となっていると言われております。原因は、動脈硬化による血流障がいとされていますが、さらにストレスや睡眠不足、あるいは騒音、運動不足などが上げられています。難聴になると、家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障がいとされています。さらに、認知機能低下が正常聴力の人より32%から41%の悪化があるとされております。

厚労省でも高齢者のひきこもりの要因の一つに聴力の低下を上げて、対策を求めています。現在、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないとの統計もあります。理由の一つは、補聴器の価格です。補聴器は3万円から30万円以上するものもあります。平均で

15万円と、価格が高過ぎるとの声もあります。

補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと私は考えます。町長の見解を求めます。お願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野進議員の御質問、加齢性難聴者の補聴器購入に助成をについてお答えをしたいと思います。

現在、当町の補聴器購入費の助成につきましては、障害者総合支援法に基づいて、聴覚障がい者が日常生活において、または就労もしくは就学のために補聴器を継続して使用することを目的に、規定による補助金を支給しております。補助割合は、国が2分の1、県が4分の1、残り4分の1が町費という状況になっております。

現在の補助制度の支給要件は、これは身体障害者手帳を取得された方、すなわち両方の耳の聴力レベルが70デシベル以上、または一方の耳の聴力レベルが90デシベル以上、かつ他方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の方で医師の意見書及び身体障害者更生相相談所により使用が必要であると判定を受けることが求められる、そんな状況の補助となっております。

町における平成25年度以降の支給決定件数は、現在まで、購入が計10件、修理が計12件、平均価格は、購入が1件約7万円、修理が1件当たり約1万7,000円となっております。そのうち、65歳以上の方の購入が9件、修理が4件という状況でございます。

ただいまの議員の御質問の趣旨は、身体障害者手帳を所持しない難聴者への対応と、これをどうするのということと受け止めました。これは、現在のところ、補聴器助成の対象外となっておりますことは御案内のとおりです。

さて、補聴器の使用による認知症低下防止効果については、実は平成30年度から3か年計画で「補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知症機能低下予防の効果の検証」と、長たらしい名前ですけれども、要は補聴器をつけることによってどれくらい認知症予防につながるのかという、そういう研究が厚労省のほうで3か年計画でなされているということのようでございます。

また、岐阜県では、9月に市町村を対象に高齢者向け補聴器助成事業に関する意向調査というのを実施しております。これは、これを実施するということの意味は、県補助事業としてやるべきか否かという、ある意味ではかなり前向きかなと受け取れる部分もあるんですけど、結果としての検討は進んでいないと思います。

そういった周囲の状況を鑑みますと、せっかく今、検証研究の結果が出る予定になっておりますので、そういったものを踏まえながら、これら補聴器の購入費助成の拡充、

町費の補助も含めて、これは的確に対応してまいりたいと、そんなふうに考えております。

なお、私どもも、これが結果的に、いわゆる認知症予防につながれば、いろんな医療費の総合的な抑制という意味からも意味があるものだろうと、そんなふうに考えています。

それから、この難聴に関しては、睡眠不足とか運動不足、こういった日頃の生活習慣というものが一つの原因になっているんじゃないかというふうに言われております。これを解消するということの意味は、今、いろいろ介護予防の活動をやっていますけれども、それらと通ずるところがあると思っていますので、そういった意味では高齢者が健康的な生活を継続して送れるよう「脳リフレッシュ教室」、こういったものをはじめとする介護予防事業を引き続き推進してまいりたいと、そんなふうにも考えております。よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

再質問をお願いいたします。

町長の言われることはよく分かりました。国の基準で障害者手帳を持てば、それに基づいて補聴器の補助制度があるということを私は重々承知しております。しかし、なかなか国の制度に基づいて身体障害者手帳を持つということは、非常にハードルが高過ぎるように私は思っております。手続も難しいです。そういう点では、それに準ずるような人がお願いに来た場合には、ぜひ拡充してほしいなというような、そんなような思いで質問したんですが、ぜひ今後ともよろしく願いしたいと思っております。答弁はいいです。

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

議長の許可をいただきましたので、引き続き質問をさせていただきます。

教育環境について。

季節の移り変わりは早いもので、暑い暑いを連呼していたら、気がつけば晩秋、月日がたつのは早く、師走、新型コロナウイルスに明け暮れた一年でした。今年の流行語大賞は「3密」だとか、まだまだ続くコロナ禍騒動、来年にはワクチンもでき、終息に向けて期待されます。

新型コロナウイルス感染拡大により、情報通信技術（ICT）を整備する国のGIGAスクール構想により、本年度末までに全児童・生徒に1人1台のタブレット端末が貸与されることになりました。当町では配置済みのようですが、子供たちが端末を使いな

がら授業を受ける時代が来ました。子供たちは、新しい勉強の方法、可能性に期待していると思います。

しかし、端末という一つの教材は、全ての先生が得意なわけではないと思われるので大変とは思いますが、新しい授業のやり方を研究していただきたいと思います。

町長、教育長にお尋ねをいたします。

1. タブレット端末の活用についての考え。

2. 家庭学習にも使用できるのか、これは家への持ち帰りも含んでおります。

3番目、それに伴い、子供たちの健康管理、特に視力に問題が出ないかどうか、対策について。

4番目に教室の換気対策について、一年を通してできる有効な方法についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2番目といたしまして防災力の強化について。

12月に入り、2件の火災が発生しました。被害に遭われた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

サイレンの音に驚き、急いで現場に行きました。長い間、降雨もなく、非常に乾燥している状態の中で、見る見るうちに屋根が焼け落ちてしまいました。

他人事ではありません。冬本番を間近に迎え、暖房等による火災の危険も多くなります。

以下、町長にお尋ねをいたします。

1番目、大垣消防署の到着時間について。

これは現場の住民の方が話してみえたことですが、福東橋が混んでいて少し時間が遅くなったようだ。どんなときでも待っているときは長く感じるものですが、常備消防の設置の見直しについてもお知らせをいただきたいと思います。

2番目、水利について。

町の基準は、おおむね80メートル以内に1本の消火栓をとということになっておりますが、40メートルに1か所ぐらいに改正したらどうかと思います。当日は、女性の方、中高年の方でしたが、数人の方が消火栓の前に集まって、ホースが重いから何本も出されへん、どうしたよいかと、本当に慌ててやっておみえになりました。初期消火の重大性は昔から言われていますが、実際は大変難しいと実感をいたしました。

3番目に事後の後始末について。

不幸な出来事になってしまった後も、これまた大変です。木材を含め大量のごみとなってしまうものについて、どういうふうに取り組むのか。昔と今では全く違うので、自助・共助・公助の点からお考えをお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

田中議員からは大きく2つの御質問をいただきました。順次お答えをいたしたいと思
います。

まず、大項目の1. 教育環境についてでございます。

これにつきましては、詳細については後ほど教育長からも答弁をいたしますので、よ
ろしくお願いいたします。

まず、1点目のタブレット端末の活用についての考え方ですけれども、タブレット端
末、これはICT機器の一番よく分かるものですが、これは児童・生徒が文房具
やノートのような手段として、あくまで学習効果を高めるためのツールだというふうに
考えています。

教育の情報化推進計画に基づいて、1人1台端末を活用した授業の改善、情報活用能
力の育成をテーマに情報化教育を進めていくことにつきましては、先日、輪之内町の総
合教育会議というのを開いておりますけれども、その場でも教育委員さんと行政側で共
通認識を図ったところでもございます。

タブレットを媒体として児童・生徒が意見を交換したり、話し合ったりすることでコ
ミュニケーションが増えて、思考力・判断力・表現力の向上につながるものと考えてお
ります。

次に、2点目の家庭学習での活用については、コロナ禍での学校休業期間中に小学校
6年生、中学校3年生にタブレット端末を貸し出して、Zoomを使ったオンライン授
業を実施したところでありますが、これは新学習指導要領の対話的学びの実現に有効だ
と、そんなふうに考えております。

1人1台端末というのは、まだ整備されたばかりでございます。今後、どのように活
用していくのか、解決すべき課題は山積みでございます。新型コロナウイルス感染症対
策による臨時休業の時点や災害時等、あらゆる場面での活用について対応できるよう検
討してまいりたいと思っております。

それから、3点目の子供の健康管理、特に視力に問題が出ないかということについて
であります。

文部科学省の令和元年度の学校保健統計調査というのがありますが、それによります
と、裸眼の視力が1.0未満の小学生は5年連続の増加で34.57%、中学生が57.47%、過
去最多と発表されております。

文科省は、視力低下について、スマホの普及などが背景にあるんじゃないかと推測を
しております。

スマホ、タブレットの長時間利用への対応策については、学校における取組だけでは
十分でないと考えております。家庭でもタブレット、スマホを使用し過ぎないように、

時々目を休めるよう注意してもらうことが大切になると、そんなふうに思っております。

4点目の教室の換気対策について、一年を通してできる有効な方法についての考え、これについては文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」という形で、2020年12月3日にバージョン5というやつで、時々改定されますので、今はバージョン5ということのようではありますが、3密のうち密閉の回避、換気の徹底の基準を示しております。このガイドラインを基に、現在、小・中学校の換気対策を行い、かつ行おうとしているということでございます。

これによれば、空気清浄機、エアコン、換気扇等を使用した場合でも、自然換気と併用が必要となるものと思われまます。

今後、一年を通じて気候を勘案した有効な換気対策について検討を重ね、児童・生徒の健やかな学びを保障してまいりたいと思います。

続いて、大項目2の防災力の強化についてということで、細目3点の御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まずもって、先般の火災について被害に遭われた関係者の皆様方にお見舞いを申し上げます。誰もがそういう可能性を持っておりますので、本当に心からのお見舞いを申し上げます。

そこで、御質問の第1点目、大垣消防組合の到着時間についてでございます。

大垣消防組合の過去のデータを見ますと、火災の際の大垣消防組合中消防署南分署から当町の現地への平均現場到着時間は、平成29年は10分45秒、平成30年は13分49秒、令和元年は11分01秒となっております。これは現場の位置関係によって多少は前後しますので、悪くなっているのか、よくなっているのか、一概には申せない状況ですが、現実はそのようなことです。

慢性的に到着が遅い地域、これは基本的に11分を超したものについてどうなのというところを見ますと、我が町でいいますと、南部、それから東部、そういった、言わば分署から遠いところがやはり到着時間は長くなる傾向は見てとれます。

ちなみに、近時の2件の火災における現場到着時間、これはおのおの約12分と約9分ということであったようです。

なお、懸案になっております福東大橋の渋滞を起因とする到着時間については、これはなかなか具体の検証は難しいので一般論の域を出ないのかもしれませんが、現実に出動した隊員の体感的な見解では、条件によって異なるんだけれども、3分程度の遅れが出るかもしれないと、そんなふうに聞いております。

救急にしろ、火災にしろ、当事者にしてみれば、その待つ時間は非常に長く感じるというのは御質問の中にもございましたが、そのとおりだろうと、そんなふうに思っております。

それに対策を講ずるべく、常備消防署所の設置の見通しについての御質問もいただきました。

今年度に入ってから南分署の誘致について、都合5回にわたり協議を進めております。現時点の中間段階の結論というのは、なかなか難しく、膠着状態にあるとしか言いようがありません。

当町としては、この常備消防署所の誘致は、長年の行政課題として捉えております。一方、大垣消防組合としては、端的に申しますと、人口密度に重点を置いて署所の配置をしているんだと、そういう意味で、相変わらず現在地の横曽根地内が最適だという見解を変えるまでには至っておりません。そういう意味で非常に厳しい状況であると思っております。

なお、大垣消防組合管理者は、実は改築時期にも来ておりますので、今年度中に位置についての合意を得たいという考えを持っておるようではございますけれども、今の状況ですと、当町としてはまだまだ納得できる状況ではありませんので、その納得できる結論を得るべく最大限の努力はしてまいりたいと思っておりますが、現状はそういうことであります。

次に、2点目の水利についてお答えをいたします。

田中議員は過日の福束新田地内における火災の際の現場に立ち会われたようですので、その状況を見られての御見解だと思っております。

現在、消火栓の設置基準については、既存の消火栓から半径80メートル以上離れた場所で設置という内規により運用をしていることは御承知のとおりであります。

議員から、昼間の火災においては現実に初期消火に当たることのできる人、これは在宅者である中高年の女性の方々がほとんどという状況から、ホースを何本もつないでやる放水作業というのは困難かつ重労働だと、だから半分の40メートルピッチでの消火栓の設置といったことに運用を改正できないかという御提案だろうと思えます。

確かに御質問の中でありましたように時代の流れというのがございまして、昔と就労形態もさま変わりして、昼間の火災に出動できる消防団員の数というのは非常に限定された数になってきています。先般の2件の火災でも消防団員の出勤率は、機能別消防団員を含めても約37%にとどまっております。そういう現状があるということです。

やっぱり火災の場合は初期消火が有効であるということは、今さら私が申し上げるまでもございません。

物理的に消火栓を倍、80メートルから40メートルに設置基準を緩和することになりますと、そういう意味では取り扱うホースも少なくなりますし、初期消火活動の時間の短縮にもつながるといことだと思っております。非常に有効な御提案だと受け止めました。

さあさりながら、町内全域を一朝一夕にこの状態にするには応分の時間と費用というものは当然かかることとなります。

したがって、議員から本議会の総務産業建設委員会でも御提案がありました消火栓の附属機器類のハード面の整備と、併せて今年度から始めております自主防災組織の強化のソフト面の両面から、適宜、中・長期計画を構築して進めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

それから、続いて最後、3点目の事後の始末についてですが、お答えをいたします。

不慮の事態で不幸にして失火を出してしまわれた方の心中を察すると、いろんな意味で心の傷は大きいだらうと、そんなふうに思います。その絶望感というものがかなり、やっぱり心を占めるんだらうと、誠に痛ましい感覚を私どもも持っております。

そういう意味で、御質問は火災後の後始末について、公助という観点から、行政として救済措置についてどうなるのという御質問だらうというふうに受け止めました。

御質問にある木材を含め大量のごみの処理については、現状は大垣消防組合が発行する罹災証明を受けて、町が西南濃粗大廃棄物処理組合廃棄物処理手数料の減免許可書を発行いたします。その許可書により、養老町にあります西南濃粗大廃棄物処理センターで無料で処理することができることとなっております。

また、焼損後の瓦やコンクリートのがら、土壁については、無料で南波の最終処分場で受け入れるということであります。

それから、その他の制度になりますが、火災で被災をされた場合に固定資産税の減免措置、それから国民健康保険の一部負担金の減免措置、日赤の救急物資の配付、介護保険料の減免措置、後期高齢者医療保険料の減免措置、水道料金、下水道料金の減免措置等がございます。

いずれにいたしましても、このような措置を行使する事案が生じないようにすることが一番大事でございますが、時節柄、空気も乾燥しておりますし、火災のリスクが非常に高まる季節でもありますので、事前予防策が一番大事でございますので、今後とも我々としては、事後の救済措置もさることながら、事前の火災予防の啓発にも努めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

田中議員の質問にございました教育環境についてお答えをします。

まず、1点目のタブレット端末の活用についての考えについてお答えします。

1人1台タブレット端末は、あくまで学習の効果を高めるための道具であると考えております。私たち大人が、ふだんスマホで調べたり、メッセージを送り合ったりするように、児童・生徒が当たり前の道具として活用していくことを目指しております。

その活用には、大きく2つの場面が考えられます。

1つ目は、個別学習での活用です。

例えば、問題を解決するためにインターネットで検索して情報を集めることや、コンピューターで出題される一人一人の学習状況に合った問題に取り組むなど、児童・生徒が主体的・意欲的に学べるように活用しています。

また、教師は、一人一人の学習の様子をタブレット端末に映し出し、児童・生徒の理解や関心の程度を把握して指導に生かすことが可能となります。

2つ目は協働学習での活用です。

例えば、学習したことをプレゼンにまとめるときにタブレット端末を使うことで、グループで分担や協力をして一つの作品を制作することができます。児童・生徒同士による意見交換、発表など、お互いに高め合う学びを通じて、思考力・判断力・表現力などを育成することが可能になります。

次に、2点目の家庭学習での活用についてお答えいたします。

1人1台端末は、家庭学習にも使用することができます。5月の休業期間中には、小学校6年生、中学校3年生にタブレット端末を貸し出して、Zoomを使った双方向のオンライン授業や、オンライン朝の会を行いました。同様の取組ができた自治体は、全国で5%程度であったようです。

今後、新型コロナウイルス感染症等による臨時休業の措置が取られることになったとしても、各家庭に持ち帰り、オンライン授業をすることができるよう環境を整えるなどの準備を進めております。

また、インターネットを使うことで教師から家庭にいる児童・生徒に対して課題を出し、児童・生徒が課題に取り組んだレポート等を教師へ提出するなどの学習も可能になります。さらに、学習支援ソフトを使用することで学校で取り組んだ学習の続きを家庭で行うことも可能になります。

しかしながら、このような活用方法を教師が効率的に活用できるようにすることが必要となります。輪之内町では、昨年度から各学校に児童・生徒用のタブレット端末を導入して活用を進めてきました。この実績を基にしながら、2か月に1度、各学校の情報教育主任を集めて研修を行い、その内容を各学校で広める取組を行っております。また、学校のニーズに合わせた研修を位置づけることで、これならできるという活用への見通しや、これならやってみたいという活用意欲を喚起しております。

いずれにしても、全国どの教員も初めての経験となります。最初から100%を目指さず、できるところからやっていくという姿勢で取り組んでまいります。

3点目の子供の健康管理、特に視力に問題が出ない対策についてお答えします。

暗いところ、あるいは極端に明るいところで電子黒板やタブレット、パソコンの画面を見たり、近い距離で長時間画面を見続けたりすると、児童・生徒の目の疲労を早めて視力の低下につながる可能性があります。

そこで、カーテンとか照明を使って教室内の明るさを調整したり、児童・生徒が姿勢よくタブレットを使うように指導しております。また、タブレットを使うときと使わないときをつくるなど、バランスのよい使い方をしております。

しかしながら、学校における取組だけでは十分ではありません。保護者、児童・生徒に対して「輪之内町小中学校タブレット活用のルール」を配布して、学校と家庭が情報共有を図った上で連携して取り組みます。

4点目の教室の換気対策について、一年を通してできる有効な方法についての考えの御質問にお答えします。

文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の中では、3密のうち密閉の回避、換気の徹底の基準を以下のように示しております。

1つ目は、換気は、気候上可能な限り常時、小まめに2方向の窓を同時に開けて行う。困難な場合は、30分に1回以上、数分間程度窓を全開すると。

2つ目ですが、エアコンを使用している部屋は、室内の空気を循環しているだけで、室内と空気と外気の入替えは行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要であります。

3つ目ですが、学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気と併用が必要と考えております。

4つ目ですが、冬季における換気は、冷気が入り込むため窓を開けづらく、そういう時期ですので、また空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期なので徹底して換気に取り組むことが必要です。

5つ目ですが、室温低下による健康被害の防止として、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童・生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について対応していきます。また、室温が下がり過ぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れることも気温変化を抑えるのに有効な手段であると思います。

このガイドラインを基に、小・中学校の換気対策を行っております。空気清浄機等の使用も換気対策に有効であると考えますが、エアコンや換気扇等と同様に自然換気と併用が必要となります。

今後、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り児童・生徒の健やかな学びを保障していくため、一年を通して有効な換気対策について検討を重ねてまいります。

以上で、田中議員への答弁といたします。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

それでは、再質問をさせていただきます。

最初の質問でおおむね私の聞きたい部分はお答えをいただいたものと思うわけなんです。特にタブレット端末の使い方について、家庭でも使えるようにするんだということも今お聞きしましたが、これはあくまでも小学校でいえば3年生以上とか、5年生、6年生だとかいう生徒に家庭でもオーケーなのか。やっぱりこれは1年生から、その1年生に合った家庭学習が当然ありますので、それを見ながら補助教材のようにして勉強ができるのか。

また、それによって学習塾、いろんなところへ、また子供たちも学校へ行っておるだけが勉強じゃなくて、帰ってからの塾があっちもこっちも行かんらんとかといって結構やっておりますので、そんな中でも、このタブレットを使いながら予習・復習ができれば、塾へ行かなくても、本当に自分の中で勉強ができていければ、学力というのは、私、自分の子供でも経験しておるんですが、やる気にならないと学力は上がってこないんだと。幾ら塾へ行っておっても、ただ行っておるだけで終わってしまうということも塾の先生に結構言われたことがあります。おたくの娘さんがやる気になるのを私は待っておりますなんてなことをおっしゃって、ちょっとがっかりしたこともあったんですが、要するに自分でやるんだと、自分で調べてでもできるんだという大きな目的を持った、タブレットでも運用の仕方をぜひとも。

先ほどから、またコロナ関係で休校になったり、分散登校とか、いろんなことが起きてくるかもしれませんので、それに対応すべき一つの大きな手段としても有効であるということは、もうここまで来たら十分証明されているような気がします。

ですから、どの先生も100%その活用ができるということではないと思うんですが、クラスによってうまい下手が出ては、これはやっぱり子供の平等の機会の中でちょっとかわいそうかなと思いますので、学年の中の先生同士のコミュニケーションの中でその進め方についても、そこの中で特色が見いだせていければ、あの組はよかったとか、この組はちょっとあかなんだとかというような、後からの批判が出るようなことはなるだけ、先生も気の毒ですし、やっぱり生徒もかわいそうだと思いますので、そういうことかなるだけにならないようなタブレットの運用の仕方、活用の仕方をぜひとも教育長に推進をしていただきたいということで、その辺の意気込みを一言だけで結構ですのでお聞きしたいと思いますし、健康管理ですね。特に私、心配するのは健康管理です。

私、小学校の四、五年頃に白黒テレビがようやく我が家にも入ってきました。そんな中で、「テレビを前のほうで見ると、おまえ目が悪くなってしまふぞ」といって

つも、電気代が惜しかったのか分かりませんが、いつまでもテレビを見ておるので、親からいつもそうやって怒られた記憶があります。

ただ、学校でもたまには窓から外の景色を見て、目の筋肉を動かすことによって視力の低下を防ぎやすくなるんだということを、迷信かもしれませんが、ずうっと守って、小学校も中学校も勉強はそれほどしませんでしたので、視力が下がるぐらい勉強をしませんでしたので、おかげさまで1.5ぐらいの視力は常時持っておりました。

そんな中で、ここへ来ると、町長答弁にもありましたが、スマホとか、こういった要するに自分の目の周り、要するに環境の中にこういう画像が非常に飛び込んでくる時間が多いということで、視力低下に大変マイナスではないかと、その部分についてはですね。

ですから、明るくしようとかということも大事でしょうが、やはり目を休める。休め方についても、やっぱり学校の中でも教えながら、例えば20分ばかりやったら、自分からそういうのを少し中止して外を見るなり、部屋の中なら遠いところの文字を読んだり、時計を見てみたりという、目の筋肉を動かすと少しでもよくなるよ、いいですよというような、要するに方法についても併用して、やれよやれよじゃなくて、目が見えなくなっていってしまって視力が落ちてしまっただけは、なかなか難儀な話だと私も思っておりますので、その辺も十分に併用しながら、いろんなマイナス的なことも最初から教えていくということが大事かなあと私は思っております。それについてもその方法をお考えだとは思いますが、こんなようなことでやりたい、やっていくんだということがあれば教えていただきたいと思います。

それから、換気対策は、やはり自然換気というのが一番いいということがナチュラルな考えの中ではいいと思うんですが、やはり何のために夏になったらエアコンを入れたんやと。暑いので、子供の環境に少しでも負荷をかけないようにということで、エアコンを当町でもここ一、二年の間に全部の教室に普及されたと思うんですが、冬であれば、やはり暖房が当然要するという中で、開けないかんという基本原則の中で、それをどうストレスを軽減してあげるのかということだと思うので、先ほどのエアコンでは空気が循環するだけだから駄目だとおっしゃっているんですが、やっぱりプラズマクラスターとか、いろんなそういう今、新しいといいますが、そういう機能が備わったエアコンですと、花粉対策とかいろんな、コロナのみならず、そういういろんなものに対して多少でも効果があると、効果が認められるというものであれば、これは一つの方法として、やっぱり考えるべきではないかなあと。

空気清浄機もしかりですね。紫外線が入ったやつは何かとって委員会の中でちょっとお聞きしましたが、そういったコロナに100%の効果はないという中で、あるというものがあるということで今回も導入される部分もあるんですが、そういった効果のあるものはどういうものであるかということをもっともっと、日進月歩ですので、効果が

見られるものについては積極的に導入をして、先生、生徒の心のケア、要するに教育環境の改善にやっぱり努めていくのが私たちの仕事ではないかなというふうに思っておりますので、その辺についてもお尋ねしていきたいと思います。

それから、次の防災関係ですが、火災のほうで、先般、ちょっと御不幸なことがありました、その中で、やっぱり切実に皆さんが遅いなど。これは、私もそばにありましたけれども、大体待つということは遅く感じるものです。時間にしたら9分、10分、11分、12分という単位でしょうけれども、たまたまその日は昼間でしたけれども、福束橋がちょっと混んでおったということで、皆さんが、やっぱり福束橋がちょっと今日はいかなんだみたいやよということで非常に残念がっておみえになったんですが、そんな中で消火栓を、やっぱりやらないかと。私、到着したときに、まだそういう状況でしたので、消火栓を何とかというて地域の女性の方がやっておみえになったんですが、これは出されへんわ、持っていかれへんわ、どうしようこうしよう、どうやってつなぐんだろう、ここでつないで持っていったほうがいいのかどうか、いろんなことを言いながら右往左往してみえたのが現状でした。

だから、一生懸命みんなで何とかせんらんという共助の部分は、助け合わないかんという気持ちはもちろん強いんですが、いかんせん、悲しいかなそれに対する知識と体力が非常に難しい状況であったということで、そんなところでつないでいったら、とても持っていかれへんよということですが、かといってホースを持つのも大変だし、これは困ったな困ったなといって、その中で比較的若い人で50過ぎだと思ったんですが、その方が先っぽを持って走っていかれたと思ったんですが、要するに一人だけ走っていても、当日、その現場は、消火栓から5本前後つながないと現場までちょっと到着ができない、ぎりぎり80メートルラインに近いおうちだったと思うんですが、近いところの消火栓から行っても、2方向からもそんなような状況で、やはり4本、5本はつながないと非常に駄目やなという中で消火活動をしようとする。大変現場では諦めムードも半分ありますよね、そうすると、まあ無理やわと。

ですから、防火井戸、もしくは消火栓をもっと、内規で定めております80メートルを40メートルにして、1本では駄目でしょうが、2本、風向きもあるので2本つないだら何とか火点に到着できるとなれば、比較的消火活動も初期消火に大きく寄与してくるのではないかなということを感じて、そんなような質問を今回させていただきました。経費とか、いろんな時間もかかるとは思いますが、なるだけ、住宅については比較的そういう消火栓とか、いろんな防火井戸とかというのは整備が進んでおると思うんですが、中間、もしくは離れたところには全く、本当に難しい状況。たまたまそのうちは、今回は周りにはなかったので延焼はしなかったんですが、やはりあのぐらいの火事になりますと、そういう危険が非常にあるということを切実に感じました。その中で、ぜひお考えを、くどのようなことですけれども、方法をどのようなふうに進めてい

くんやということを再度確認がてら御答弁をいただきたいと思います。

それで、後、本会議が終わりましたら区長会さんも開かれると思うんですが、こういった火災のときの炊き出しとか、昔はすぐ炊き出しがありました。そういう、要するに地元としてやらないかん考え方とか、その点、今では消防署のほうへお礼とかお酒を持っていかんでもいいとか、隣の区へそういうことをやらんでもいいとかとっていろいろ簡素化になってきましたが、やはりまだそれをやらないかんという認識は、結構私たちの世代はまだ残っていますので、かなやろう、こんなやろうで相談があります。出火見舞いのお礼とか、隣の区にはそういう貼り紙をすとか、いろんなこともやっておりましたので、一切そういうことはやらなくてもいいですよ、きちっとした統一的な物の考え方を区長会でも新しい区長さんに、今度区長さんは改選になると思うんですが、やっぱりきちっと教えていただいて、その後始末についても、西南濃粗大のほうへ罹災証明が出れば無料で持っていきますよとか、いろんなことも事前にきちっとしたことを教える必要があると私は思っております。区長さんに聞きましたら、ちょっと分からん分からん、どこの区長さんも分からんの連呼でしたので、これはやっぱりあってはならないことですが、ないとは言えないことなので、ぜひともそういうことも区長さんになられた方にはきちっと徹底ができるようなことをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

今、田中議員さんから御質問がありましたのでお答えしたいと思います。

まず、タブレット端末の貸出しについてのところですが、ICT機器というのは文房具とかノートのような気軽な道具、学習の手段として使っていくということですが、実は10月までには児童・生徒の大体3分の1程度の台数が、昨年度、タブレットを導入していただきました。それで、現在も使っておるわけですが、12月下旬には全部整備が完了しますので、1月からは完全に使用可能になります。そういう意味で、まず最初からそう一遍にはできませんけれども、できるだけ時間を見つけて、まず先生の研修も同時にやっていくということで、これには力を入れておりますので、また今後進めたいと思っております。

それから、2つ目の家庭学習での活用につきましては、ひょっとしてまた学校休業、そのような事態が起きる可能性もありますので、まだどういふふうに貸し出すかということ、全員の分が、今、タブレットがありますので、どうするかということにつきましては、ちょっとまだ現段階ではいろいろ考えて、いろんな方法とか、いろんな課題もありますので検討して、できるだけ各家庭に貸し出せるようにというふうな方向で考えておりますので、そのように進めております。

特に宿題をタブレットを使ってやったり、ドリル学習など、また来年度はまだ分かりませんが、デジタル教科書が入りまして、またいろんな面で家庭でそういうのを活用できるかも分かりませんので、これからまた活用につきましては、いろいろ検討していきたいと思っております。

それから、子供の健康管理につきましては、やはり外気との換気を、取り込むというのが一番大事だということで、これもいろんなマニュアル等もそういう方向を出しておりますので、そのようにやっていきたいと思っております。

外の空気を入れ替えたりする、換気ということですが、空気清浄機とか、あと換気扇等、こういうものは併用してやっていきたいと思っております。

それから、寒さ対策も先ほど申しましたが、そのような服装をしてきてもいいということで、これもまた、この前も校長・教頭の会がありましたので、そのようなことも話しております。ですから、寒さ対策は家庭で相談して、自分たちで考えていくというようなことで今進めております。

それから視力につきましては、これは本当に今、視力が低下しておるか、確かにいろんな資料を見ておりますと、パソコンとか、いろんな関係で子供たちがゲームをやったり、そういう関係で視力が落ちているというような傾向が出ておりますけれども、毎日、できるだけ30分以上は外で遊んで、遠いところを見るとか、寝る前2時間はパソコンをやらせないとか、できるだけパソコンから距離を空けてパソコンを見るとかということとか、目を休ませるとか、こういうようなことも大事なことで、また機会がありましたら、学校のほうにも指導するように求めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再質問でございますが、1点は消火栓の関係でございますけれども、これにつきましては、80メートルから40メートルという御提案がございました。一体どのくらいになるのかということも含めて、箇所数等についても図上調査も含めてやってからでないかどうかと言えない、方向性を出せない状況ではありますが、いずれにしても、防火能力を高めるという意味においてはそういう方向性の中で議論をしてみたいなど、そんなふうに思っています。

それから、鎮火後の区長会の区長の対応云々の話でございます。これにつきましては、御質問の中にもありましたように、それぞれの地域でばらばらの状況だろうと思っております。そういう意味で、一度各区長さんのほうから、一体どうなっているのかということについては確認した上で統一基準が出せるのかどうか、正直言って今の段階ではまだ判断がつかないかもしれませんが、そういったことをまずは調査してみたいと、そんなふう

に思っています。よろしく申し上げます。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

簡単で結構なんですけど、私も2回目にちょっと質問するのを忘れてしまったけれども、常設消防の関係ですが、町長さんと一緒に何回か消防組合の会議に出させていただいておりますけれども、消防組合に加盟している町ではうちだけかなあと思うんですが、ないのは。

それで、人口密度とか、いろんなことをおっしゃっているんですが、あくまでも可能性は人口密度が高いほうが、それは当然住む人がおる、火を使う人が多いので高いとは思いますが、だからといって輪之内がそんなに人口密度が低くて、上石津町とか墨俣町より人口密度がすこぶる過疎の町だというふうな認識は毛頭持っておりませんけれども、そういう意味合いで消防組合さんのほうが御認識であれば、それはちょっとそうですかというふうに二言でのみ込めるような考え方ではないかと、私は前からずうっと、町長さんもずうっとそうですわ。何とかしてやらないかなというお気持ちは重々、組合へ行く道中、議会でもおっしゃっておみえになるので知っておるんですが、町民の声として、やっぱり署名運動とか、何かかんかでワーワー一遍やってみないかんのかしらんと。ただ、町長に頼む頼むと、町長におんぶにだっこ、ぶら下がっておるだけでは、必要性を、やっぱり輪之内から何か違った火の手が上がっておるぞと、今、新しく造り直すについては、なら南分署を少し輪之内の橋の向こうべたへ持っていったらどうやとかいう機運が高まる一助になれば、それは私どもとして願いですので、ただ頼むぞな、頼むぞなで、どうなっておる、どうなっておると町長のけつをたたいてばかりおっては、これは私たちも責任は半分果たしておれへんなあというようなことを私も実感として思っておりますので、町を挙げて誘致に邁進できたらなあと思うんですが、町長さん、どうでしょうか、お考えをお願いします。

○議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

○町長(木野隆之君)

結論から言いますと、思いは全く一緒です。そういう意味では何としてもという思いはありますけれども、一つは、また詳しい経過はありますのであれですけども、基本的には、今の南分署の体制を維持した形の中では、人口密度の関係から言うと向こうにしかあり得ないというのを彼らは持っているということですね。

じゃあ、そうしたら組織の体制を変えりゃあいいんじゃないのという話は言っているんですけども、その気はないという話ですので、ここまで来ると、じゃあ次はどうす

りゃあいいんやという話、あとは今おっしゃったように実力行使をするしかないのかよという話になっちゃうんですけども、そうなる前に、やっぱりロジックの問題として論理的に解決したいなという思いもありますので、そこのところは皆さんのお力を拝借しながら、今後の在り方について担当セクションも含めて対応してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時24分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

日程第3、議第59号から議第62号を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 林日出雄君。

○総務産業建設常任委員長（林 日出雄君）

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和2年第4回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、12月7日午前11時37分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長ほか関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

初めに、議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、今回の補正予算の内容についての質疑はありませんでしたが、関連の質問として、職員等の期末手当に係る減額補正はいつ行うのかに対し、3月補正にて対応するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、消火栓負担金の増額補正に伴い、水道会計は補正しないのかに対し、3月議会での補正予算で対応するとのことでした。

今回、消火栓を設置する箇所については、もともと家が建っていた場所かに対し、全ての箇所でもともと家が建っていた区域に設置するとのことでした。

今回、消火栓を設置する箇所は、既存の消火栓からの距離はどれくらいあるのかに対し、消火栓内規では、既存の消火栓から80メートル以上離れていることが設置の条件となっているため、少なくともそれ以上の距離があるとのことでした。

ホース等の消火栓器具の管理を行っているのは町と区のどちらかに対し、消火栓本体の管理は町で行い、ホース等消火栓器具の管理は、区で行っているとのことでした。

消火栓器具の管理や整備を町で行う意向はないのかに対し、町としても以前から要望をいただいているところではあるが、二、三年前からはコミュニティ助成事業を活用して消火栓器具を整備するよう区長に提案している。器具の整備に対する区への財政的な措置については、御提案として承り、今後、対応させていただくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、三世同居・近居助成金は、今回の補正予算を含めると全部で何件になるのかに対し、全部で7件分の予算になるとのことでした。

いつまでに申請をするなどの期限はあるのかに対し、転入の翌日から起算して1年以内に申請することになっているとのことでした。

転入の際、この制度についてお知らせをしているのかに対し、4月の区長会において転入者から区長さんに転入の挨拶があった際には、この制度を紹介していただけるようお願いしているとのことでした。

そのほか、転入手続の際、役場の窓口でもチラシ等によりお知らせをするとよいのではないかと提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、還付金の手続は5年遡ることができるのかに対し、質問のとおりで、遡及期間は5年であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金について、何に基づいて補助金の交付を受けているのか、また県で採択されたら町も採択されるのかに対し、県において事業採択するに当たり、様々な条件や基準を定めた規定がある。町としては、県の補助を受けることが決定した事業について、上乘せする形で5%の補助金を交付しているとのことでした。

ジャンボタニシ駆除委託について、どのようにして行っているのかに対し、輪之内町シルバー人材センターに委託し、3名で町内を巡回し、駆除を実施しているとのことでした。

新生活様式対応改修等助成金とは何かに対し、新型コロナウイルス感染予防の取組を行う事業者について、15万円を上限に経費の4分の3を助成するものであるとのことでした。

甲冑について、新しいものを作るのではなく、どなたかに寄贈してもらってはどうかに対し、イベント等で着用し、動けるように作るので、戦国時代に実際に存在していたものではないが、デザインや形など当時のものを忠実に再現した形で作ってもらい、展示もできるようにするとのことでした。

丸毛兼利に関する取組はいろいろと進めているが、その意味合いは何か、また過去にも薩摩義士の舞台や、町の花、タンポポのキャラクター等の取組について、いつもすぐ終わる印象があるが、今回はどのようにするつもりかに対し、輪之内町だけでなく、県との連携等により発信力を増していくように取り組む。薩摩義士については、文化財の助成を受けて観光委員会での取組を活用し、丸毛兼利については観光ガイドを実施するなど、観光客として輪之内町へ来町する人に対応するなどの取組を継続して行うことで一過性にならないように取り組んでいくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第59号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題として、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、最低得票数に達しなかった場合はどうなるのかに対し、供託金の15万円は没収され、公費負担分は自己負担となるとのことでした。

公費負担の金額は幾らになるのかに対し、1人当たり最大65万8,141円とのことでした。

この条例の公費負担に対し国や県から補助はあるのかに対し、町の条例のため補助はないが、公職選挙法施行令どおり公費負担額を定めるとのことでした。

今回の条例制定の趣旨は何かに対し、お金のかからない選挙の実現と機会の均等という観点から制定を行うとのことでした。

公費負担はありがたいが、上限が高過ぎないかに対し、あくまで上限を定めただけであり、立候補者から見ると、町政をよくしたいなど志を高く持った方が立候補しやすい環境の構築と、有権者側から見れば選択肢の拡大につながるとの期待もあるとのことでした。

ポスター業者等を町が指定してはどうかに対し、町が業者を指定すると候補者の個性が失われる可能性があるため、業者の指定はしないとのことでした。

ポスターの作成枚数の上限はあるのかに対し、作成枚数に上限はないが、ポスター掲示場の数掛ける単価の分が公費負担となるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第62号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第62号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 土井田崇夫君。

○文教厚生常任委員長（土井田崇夫君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和2年第4回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査付託されました案件について、12月7日午前10時より、協議会室において全委員（9名の委員）出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、こども園等で購入するサーモグラフィーカメラは、どのようなものを設置するのか、また機器購入は入札により行うのかに対し、学校と同様のものを設置し、機器購入は入札により行うとのことでした。

こども園の新型コロナウイルス感染症対策として、換気の際、窓からの虫の進入を防ぐ網戸はどのようなものを設置するのかに対し、ステンレス製の取り外し可能なものだ

が、レールがない窓枠に設置するため、移動は難しいとのことでした。

窓を開放するより屋内に空気清浄機を設置するほうが新型コロナウイルス感染防止に有効であると思われるが、検討はしたのかに対し、新型コロナウイルスの空気清浄機の除菌効果は検証できていないため、窓開放による換気で感染防止対策をするとのことでした。

網戸設置後、ごみ付着等、網戸が汚れたとき、どう対応するのかに対し、職員による定期的な清掃で対応するとのことでした。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、小・中学校管理用備品で購入する図書館書籍用除菌ボックスとはどのようなものであるのかに対し、電子レンジのような大きさのもので、紫外線を使って図書を除菌する機械である。図書の衛生面が気になる方に自主的に利用してもらおうとのことでした。

換気目的のために小・中学校に網戸を設置するとのことであるが、空気清浄機を使用している換気は考えていないのかに対し、文科省の新型コロナウイルス感染症対策衛生管理マニュアルでは、常時換気することを必要としている。空気清浄機を使用している窓の換気は必要なため、常時換気できるように網戸を設置するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第60号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、発達支援教室そらの1日の利用者は何人で、そらにサーモグラフィカメラを設置する理由は何かに対し、1日に利用する児童の定員は10人、保護者を含めると約20人である。平日、毎日利用者があり、通所児童への対応等、検温以外にも配慮が必要なため、設置対象施設にしたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第61号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり

り可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第59号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第60号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第61号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第61号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第62号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第62号 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第4、発議第2号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

田中政治君。

○9番（田中政治君）

発案書。

発議第2号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書。

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を次のとおり発案する。令和2年12月11日提出。提出者、輪之内町議会議員 田中政治、賛成者、輪之内町議会議員 高橋愛子、賛成者、輪之内町議会議員 上野賢二、賛成者、輪之内町議会議員 土井田崇夫。輪之内町議会議員 小寺強様。

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書。

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け各国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改定するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの貴い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的に確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記1. 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。

2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。

3. 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、

社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和2年12月11日、岐阜県安八郡輪之内町議会。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、国土交通大臣様、農林水産大臣様、内閣官房長官様、内閣府特命担当大臣（防災）・国土強靱化担当大臣様。

以上でございます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第2号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長(小寺 強君)

これで本日の日程は全部終了しました。

令和2年第4回定例輪之内町議会を閉会します。

8日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びになりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午後0時01分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月11日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 林 日出雄

署名議員 高橋 愛子